

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 9 年 6 月 1 4 日 (水曜日)

議 事 日 程 (第3号)

- 第1 一般質問
- 第2 陳情第29-3号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書
- 第3 陳情第29-4号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める陳情書
- 第4 陳情第29-5号 「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める陳情書
- 第5 陳情第29-6号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情書
- 第6 陳情第29-7号 「給食費の無償化」をもとめる陳情書
- 第7 発委第1号 四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 第8 発委第2号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書
- 第9 議員派遣の件
- 第10 閉会中の継続審査・調査申し出について

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

~~~~~

出席議員 (18名)

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君

13番	榎野	章君	14番	武田	秀義君
15番	中屋	康君	16番	西原	眞衣君
17番	橋本	保君	18番	酒井	祥成君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	政策監	田辺卓君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清藤泰彦君	会計管理者	樋口寛君
企画課長	敷地敬介君	危機管理課長	野村和弘君
にぎわい創出課長	植村有三君	農林水産課長	長谷部卓也君
税務課長	松田好文君	建設課長	吉岡孝祐君
健康福祉課長	山本康雄君	環境水道課長	宮本彰一君
町民課長	細川理香君	教育長	川上哲男君
教育次長	熊谷敏郎君	学校教育課長	西谷典生君
生涯学習課長	林瑞穂君	農業委員会事務局長	西谷久美君
代表監査委員	中岡全君		
<u>大正地域振興局</u>			
局長兼地域振興課長	山本安弘君	町民生活課長	佐々木優子君
<u>十和地域振興局</u>			
局長兼地域振興課長	竹本英治君	町民生活課長	酒井弘恵君

~~~~~

事務局職員出席者

|      |        |    |       |
|------|--------|----|-------|
| 事務局長 | 宮地正人君  | 次長 | 三宮佳子君 |
| 書記   | 國澤みやこ君 |    |       |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（酒井祥成君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより平成29年第2回四万十町議会定例会第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにいたします。

6番下元真之君の一般質問を許可します。

6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 改めまして、皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回の私の質問は、大きく分けて二つの分野、地域振興と子育て支援ということで通告をさせていただいております。質問事項といたしましては四つ。一つ目は婚活推進事業について、二つ目が保育士不足について、三つ目が在宅子育てへの支援策について、そして四つ目がペアレントトレーニングとして、親の学びについてということで通告をさせていただいております。全体を通して、少子化対策にどう対応していくのかといった視点での質問として通告をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、通告書に沿って質問を進めさせていただきます。

まず一点目の婚活推進事業についてということですが、質問の要旨としましては、結婚適齢期の男女の未婚化、晩婚化への対策は町の重要政策だと思うが、考え方を問うということで通告をさせていただいております。視点といたしましては、昨日の中屋議員と全く同じ視点でございまして、夫婦、カップルの数が増えないと子どもは増えていかないと、そこに対してどんな対策をなされているのかといった視点であります。

そしてこの質問の内容、答弁にしましても、昨日ほとんど主な答弁がなされたので、まずは昨日の答弁を確認させていただきながら、自分の聞き取り方が違っていたら、そこを補足していただきながら進めてまいりたいと思います。

まず、林生涯学習課長のほうから、この未婚化、晩婚化への対策ということでは、子ども・子育て支援事業計画に沿った様々な施策が準備をされておりまして、整備をされておりまして、支援事業を行っているんだと、こういった答弁があったと思います。企画課長のほうからは、各種団体の行う婚活事業の把握をして、それから助成や先進地事例の研

究、研修、こういったこともしているんだと。

それから、県の婚活サポーター事業、こんなこともありまして、町内には7名の登録者がおりまして、そういう婚活のお世話をする方もいらっしゃるんだと。その方々と会議も開いており連携をしているんだと、こういった答弁だったと思います。

それから、青年団との意見交換とか各種研修への協力などバックアップ体制を整えているんだと、こういった答弁だったと思います。

その企画課長の答弁の中で、県の事業が大変充実しているんだというような話があったと思いますが、ほかにも婚活、こういったことに対する県の事業なんかの紹介もあったのかなと思いつながら、メモがちゃんととれませんでしたので、そこら辺の、ここまでの自分の解釈がこれでよかったのかということと、県の事業の充実、そこに対する補足があれば教えていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 昨日の答弁で、婚活サポーターの話もさせていただきました。この婚活サポーターは、今、議員おっしゃられましたように、県のほうが制度として作って、それぞれそういう取組に共感された方がボランティア活動として登録して今、活動を行っていただいております、本町では7名の方が登録されて活動していただいているという状況になっております。

町独自の施策としてやっているわけではありませんが、町としましては、婚活、結婚もしたいという若者の方を支援するという取組ですので、町のほうも活動のバックアップはしたいと考えており、去年度で言いますと先ほど言われてましたように、そのサポーターの方が青年団との意見交換とか、視察研修に行くときに町としてできることを協力していたというような答弁でした。

県の取組なんですけど、県におきましては、少子化に伴う人口減、これにすごい危機感を出してございまして、少子化対策の基本的な方向という計画もつくってございまして、目標として子どもを産み育てやすい環境づくりという目標を立て、基本的な方向を六つの方向があります。その多くは子育て支援に対するいろいろな取組になっているわけなんですけど、その方向の中の一つとして未来の親づくりという方向があり、これが結婚支援への取組、ここに基づいて結婚支援の取組をやっております。

県のほうは平成28年1月にこうち出会いサポートセンターを開設して、本格的に出会いや結婚への支援を希望する方への取組を行っております。

そのほかにも、婚活サポーターといいましたが、イベントサポーターとかいろいろなサポーター、また各団体、本庁も入っているんですが、婚活への応援団、結婚への応援団という制度もありまして、いろいろな団体が応援団として今登録しているという、そういうような取組を県は行っております。

また、一番効果があるんじゃないかと今、私が考えているのは、会員制のお引き合わせシステム、「高知で恋しよ！マッチング」という名前をつけられているんですが、そのシステムを今、県のほう、力を入れてやっております、町のほうも本町の方がこれに登録されるよういろいろPRのほうをやっていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 企画課長から補足も含めた答弁をいただきましたが、県のほうが非常に力も入れているんだといったことでしたが、そことマッチングするような町の独自の、そことマッチングするような動き、支援事業、そういうのはどんなもんがあるのでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 残念ながら町が県の取組と今マッチングするような町独自の事業としては、現在、これといった取組がありません。ただ、今度、7月にも行われるんですが、集落活動センター、「仁井田のりん家」です。あこで、「仁井田のりん家」としての活動として婚活イベントを開きたいということで、今、段取りをしているところなんですが、そういうことへの協力でありますとか、昨日も言いましたようにJAでありますとかいろいろな団体がこういう婚活イベント、県下的にもいろんなところが、JAでありますとか青年団でありますとか農業関係団体あたりがよくやっているんですが、そういうイベントに対して町はバックアップする、後援するぐらいの取組しかできていないというのが現状でございます。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 町の独自としてはないんだけど、様々な団体等が行っているもの、そういったものに協力しながらやっているんだと、こういったことだったと思いますが、昨日の中屋議員の質問の中でも出てきましたが、婚活の連絡協議会の活動、それから補助金の交付の実績の状況と、こういったことを昨日聞いてくださっております、私もこれ聞こうと思っておりましたが、昨日の答弁の中では、平成25年度には20万円強の補

助金が交付されて何らしかの事業が行われたと。平成26年度は2万円ぐらいのもので、これは研修に対する先生の費用だったか何か、そういった答弁だったと思います。平成27年度、28年度に至ってはゼロなんだといったことだったと思いますけれども、26年度、27年度、28年度と実質この中尾町政になってから、この婚活の推進事業がちっとも動いてないんだというようなことなのかなというふうに感じてしまったわけですが、これは、こういう少子化対策として婚活、夫婦、カップルが増えていくというのが最も大切なところではないのかなというふうに思いながら、ちょっと首をかしげながら聞いていたわけですが、でも、担当課のほうとしましてもPDCAサイクルなんていうことをよくいろんなところで聞くわけで、そういった意味からいいますと、計画をし実行をし、それを点検・検証して改善をして次の年また新しい計画実行していくと、そういった意味も含めると、この最も大切なことであろうこの婚活に対する連絡協議会の活動なんかの一つも動いていないというこの状況はどういうふうに自分たちは捉えればいいのか、どのような検討、話し合いがなされてきて今の状態なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 昨日、婚活連絡協議会の活動について報告もさせていただきました。今、議員言われましたように、平成26年度、27年度について実質どの団体もいろんなイベントができていないという状況でございます。この婚活連絡協議会、昨日も申しましたが、平成24年ごろにこういう婚活をやる必要があるんじゃないかという声を受けて、町のほうで関係団体に声をかけてこういう組織をつくったという状況になっております。

つくった当時はテレビ中継もありました。あれは商工会青年部が中心に行われましたイベントでありますとか、平成25年度に町が補助しましたJAはたで行われましたイベント等というふうにやられたんですが、そこからはなかなかどの団体も参加者が集まらないということでイベントができないという状況が進んでおりました。平成26年度の会するときにも話したんですが、なかなかイベントは難しい。町単位、小さな範囲でやるイベントというのはなかなか参加者が集まらないという現実がありまして、やはり協議会としてはいろいろな勉強をやっていくことしかもう活動の方法は、方向性としては見当たらないんじゃないかということでこのような状況になっております。

ただ町としましても、婚活を進めていきたいという考え方はありますので、実は広域ではやっております。本町も参加しております高幡広域事務組合、これは高幡5市町村です

が、こちらのほうで年に2回婚活イベントのほうを開催しております、やはり広域でやりますと、参加者、定員を必ずオーバーするというふうな形でここ何年か盛況で開催ができてきているという状況です。

また、昨年度、土佐くろしお鉄道の運営協議会が幡多の市町村と四万十町で作られておりますが、こちらのほうもまた土佐くろしお鉄道の乗客の増加という目的と併せて婚活イベントを開催しまして、盛況であったということで今年度もやるようにしていると。この二つには町としても一緒になってイベントをやっているという状況でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） よく分かりました。地域の中での小さいイベントとしましては、この婚活の連絡協議会の活動としても人が集まらないんだと、こういった説明だったかと思いますが、広域になってくると参加者も増えておりといったことだったと思います。

この婚活連絡協議会の報告なりと一緒にそういう広域のほうの報告もつけて、そういった方向で補うような形で進めているということももっともっと知らせていただきたいなというふうに思いました。

前回議会の、私、財政の一般質問の中でやりくりするお金の財政調整基金を増やしすぎているのではないかという指摘をさせていただきまして、住民のニーズに合った政策がなされていないという、住民の立場からではそういったことも言えるのではないかといった指摘をさせていただきました。

その例としましては、若い世代、そして結婚とか出産に対するところにもお金をもっと使っているのか、そういったところがどうなのかといった視点での質問をさせていただいた、指摘をさせていただいたと思います。現に出生数につきましては、昨日の答弁の中でもありましたが、平成20年度には129人あったものが、平成28年度には78人、大幅に減ってきいていると。合併してからずっとこっち100人前後であったものがだんだんと減ってきて、昨年度は70人台にまで減ってきているんだと、そういったことも指摘をさせていただいたわけです。

そして、昨日の堀本議員の質問の中でも、若い世代、子育て世代に対する支援体制は十分なのかということで、そこへ十分お金を充当しているのかといった視点の質問もあったと思います。この人口減少という問題が大問題なんだと、こういった視点だったと思いますが、そこに対して中尾町長の答弁の中では、そこへ対する財政支援の、財政投資の支援

をする用意はあるけれども、一過性で終わらないかなということが心配なんだと、そして中途半端な支援ではだめなので、しっかりとこの地域の中へ入って意見を聞いてそれをまた持ち帰って練ってから実行していきたいんだと、こういったような答弁だったと思うわけですが、前回の議会のときにも、そうやって若い世代との交流をしながらしっかり若い世代のニーズを聞き取って、それを政策に上げていきたいといったこともおっしゃって来ておりましたので、そこら辺も含めて、やはり実際に実行がされていかないと、計画ばかりではなかなか自分たちもすっとんと腹に落ちていかないわけですが、そういったところが、担当の課も含めてどのような考え方で進めているのかを教えていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 下元議員のご質問にお答えをしたいと思います。

昨日来、例えば子育てであったり教育だったり、様々なご意見をいただいたところで。私が総じて申し上げますと、やはりその局部にいろんな、例えば療法、対症療法とか様々ありますけども、今のこの慢性的な状況を考えたときには、やはりその当事者、さらにはその地域の皆さん方が本当にこういったことが理解していただけておるんだろうかなと気もしております。

確かに行政の担当課長が申しあげましたように、婚活の動きについては前任者のときから始めたところで、私のときにはなかなか限界感が、私がお聞きする中ではもう地域のそれぞれの組織でやっても限界感があるというようにお聞きをしたところです。

結果として平成28年度においては支出がゼロということになっておりますけども、そこをちょっと私なりに分析したら、やはりそこに集う若者が集まれる、集まりやすい環境をつくっていくということが一番大事なというふうに考えました。昨日のお答えもさせていただきましたが、やはり若者自らが昔の青年団なり様々な若手サークルのような集う場をつくりながら、それと同時に今の婚活協議会の充実も図っていききたいというふうに考えておるところです。

四万十塾というのは、昨日申しあげましたように、そういった情報も交換をしながらやはり若者自らが企画をして、そしてそれぞれが誘い合って集まってくる、その中でいろんな交流、婚活ということをもろに出すようなイベントも当然あると思いますけれども、やはり地域づくりの中でのふれあい、交流ということを中心に、そういった事業も進めながら、今、たしか婚期の平均が31歳だったと思いますけども、これをなるだけ早くそうい

ったパートナーが見つかるような機会をつくっていきたいと思っています。

下元議員も御承知だと思いますけども、本当に今、この町内で第3子、4子を産むのが、大体結婚の年齢が二十四、五歳の青年たちです。今朝も決裁をしましたけれども、5月に11人生まれています。4月に6人生まれましたので、17人、去年からいうと3割も4割増しで今のところ生まれていますので、やはりそういった総合的な子どもを育てやすい環境、さらには強いて言えば結婚しやすい環境というのをやはり地域全体でつくっている、それが行政の責任ですので、そういった中でやはり親子で生活するとすれば子どもができて安心よねとか、そういったことがやはり可能となりますので、今、局部と言うたのはそういうことです。やはりそこだけに事業を集中するのではなくて、全体のフィールドの中で子育て環境、また結婚ができるような環境を、若い結婚世代に対しての生活する安心感が感じられるようなまちづくりをするというのが私の基本的な考え方でございますので、ただその局部的な療法も必要だと思いますので、これ、引き続いて今日のご意見をいただいた上で並行的に進めていきたいと考えておるところです。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 町長にも答弁をいただきました。昨日も答弁をされておりましたけれども、そういった、子どもたちの、若い夫婦方の生活環境全体を含めて、住環境も含めて整備をしながら、お金も入れていながら、そういった中での安心ということが必要なんだといった答弁だったと思いますが、婚活連絡協議会の活動の内容について、もう一点だけ聞いておきたいと思いますが、先ほどの企画課長の答弁の中にもありましたけれども、もうこれは今のところは手詰まり状態なのか、何かそれでは、手詰まり状態のようなところはあっても何か手はないのかということ、何かを練りながらこういうもどかしい状態になっているのか。そこら辺をもう一点だけ聞かしちよっていただきたいと思えます。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） この婚活連絡協議というものは、町内の各公共団体の連絡の協議会というような形で設置をした関係もありまして、各団体の取組をそれぞれ報告し合って情報共有をするような形の協議会です。ですから、この協議会自体が何かの活動をするというところを目指してない部分もありましたので、結局協議会へ来られた代表者の方の話の聞くと、なかなかうちの団体でもその必要性はわかるけど活動が難しいというような報告を受けたような会になっていた部分もあり、ちょっと行き詰まり感が現実あると

いうところです。

ですから、ここの協議会の役割を根本から考え直すという必要性もあります。残念ながら事務局である企画課のほうもそこに力がなかなか平成27、28年度は入ってなかったという部分もあります。この平成27年の国勢調査の結果が出て、やはり今、地方創生ということで、平成27年から国を挙げて取り組んでおりますが、全く効果が出ていないという事実もはっきりしましたので、町におきましてこの協議会の活動自体ももう一度見直さなければいけないとは考えておまして、今年度は担当のほうも張りつけております。是非前向きに取り組んでいきたいとは思っているところです。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきましたが、この質問の一番最初に視点として話をさせていただきましたけれども、やはり夫婦、カップルが数が増えていかないと子どもが増えていかないんだということはもう根本的な最も大切なことだと思いますので、そこを全国様々に取組なされている良い事例なんかを参考にしながら、失敗しても失敗しても取り組んでいただきたいなと思います。何もしないというのが最もだめなんじゃないかなと、何もしなければ何も起こらないわけで、議会からの批判すらもう起こり得ないわけでごいますので、やはり何か手探りでもやっていっていただきたいなというふうに思います。6月3日の高知新聞の中でも、第1子が全国的にも大幅に減なんだと、出会いのところが大幅に少なくなっているんだということなんじゃないかなと思います。

四万十町の場合は、昨日の企画課長の答弁の中では、もうずっと合併してからも平均して50組から75組の結婚の数も維持されているんではありますけれども、数が減っているんだということです。そういった婚姻の数があるにしても、自分たちの周りでも結婚適齢期の方々がなかなか出会っていらっやらないというところがすごく目につきますので、そういったところへは何もしないではなくて、批判をされながらも何かをしていっていただきたいなというふうに思います。県外では親同士がお見合いをして親同士が気に入ったら子どもさんたちを合わせていくと、こういった事例もあるようですし、そんなところなんかもまたいろいろ様々に視点を変えながら、出会いの場を模索していただきたいなというふうに思います。

以上で、一点目の質問は終わらせていただきます。

それでは、二点目の保育士不足についてということで質問をさせていただきます。視点といたしましては、これは家庭で見られない、保育に欠ける子どもの受入れの体制はどう

なのかなという視点でございます。質問の要旨といたしましては、途中入所の保育に対応する場合に、保育士の確保に苦勞していると聞くが、現状に対する考え方を問うということで通告をさせていただいております。

これは、私も教育民生の委員会で活動させていただいておりますときにも、各保育所訪問を何度か行かせていただきましたが、その中で途中入所がされて来られる場合の保育士さんの確保というのが毎年毎年大変なんですよといったことを聞かせていただきました。そういった視点での質問でございますので、今の四万十町の現状をまず聞かせていただきたいと思っております。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） まず保育士不足の現状と、それに至った背景についてお答えいたします。

四万十町には5月1日現在、公立7園、私立3園、計10園の保育所と、認定こども園と子育て支援センターが各1か所あります。入所児童については公立280名、私立217名、計497名です。その入所児童に対して公立67名、私立41名、計108名の常勤保育士を配置しております。そのほかにもパート保育士を必要に応じて雇用いたしております。私立保育所については、運営主体の窪川児童福祉協会が職員の確保についての業務を行っていることから、公立保育所に絞って答弁させていただきます。

四万十町内の公立保育所では、67名の保育士のうち、正職員が34名、臨時職員が33名であり、臨時職員頼みの職員構成となっております。保育士の配置は児童の年齢によって数が変わりまして、ゼロ歳児は3人に1人、1・2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4・5歳児は30人に1人となっております。ゼロから2歳児までの低年齢児が増えるほど保育士が必要となる仕組みとなっております。

また、近年出生数は徐々に減少してきておりますけれど、第2子半額であるとか、第3子無料という多子世帯の保育料の軽減措置とかが広がりまして、ゼロ歳児の需要が急速に伸びてきております。

また、加配保育士をつける必要がある発達障害の子どもさんも増えてきておりまして、必要な保育士は増加しております。また、平成27年の子ども・子育て支援法の改正によりまして、各保育所について1名ずつさらに保育士の増員が必要となっているという状況もでございます。そういうことから全国や高知県内でも保育士の需要が高まりまして、ますます保育士の確保が厳しい状況となっております。

このようなことから、四万十町では臨時保育士の賃金を平成29年度から大幅にアップいたしまして保育士の確保に努めると共に、4月に入所する児童以外の途中入所の希望についてもできる限りの情報収集を行いまして、それを見越した職員配置にも努めております。

ただ、半年以上先について見越しての配置については厳しい状況でございます。必要なときに資格を持った保育士を確実に配置していくということが年々困難になっている状況は否めないところでございます。保育現場では定年等で退職した保育士に無理を言って臨時職員やパート職員として雇用するなどして乗り切っているということが現状でございます。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 担当課長より詳しく説明をいただきました。公立の保育所のほうのみに対する答弁ではありましたが、はっきり言って臨時頼みの状態なんだといった答弁でありました。そして、特に小さいお子さんの入所も増えていると、そういったことの背景には、第2子については半額、そして第3子の子どもからは無料、こういったこともあって、ゼロ歳児の保育をしていただく、保育に預ける親のニーズが増えているのではないかなと、そういったことだったかと思えます。

そういった意味から、ゼロ歳児なんかだと特にそうですね、数か月で入ってくるわけですから、途中入所の子どもが増えるのかなと、そういったことも説明がありました。

そして、そういった保育士を途中で雇う場合の、保育士に対する対策として臨時的賃上げなんかもしながら対応しているんだと、こういった説明だったかと思えます。

親御さんが第2子、第3子ができて、その方をゼロ歳児で預ける方が増えているということですが、どのような場合にそういう途中入所が増えていく、どのような事情で、やっぱり仕事を優先されていくからということなんでしょうかね。半額だから、無料だから預けやすいから預けるといったことなんでしょうかね。そこら辺がどういうふうな事情としてとらえているのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 全てのケースがそうだというわけではございませんけれど、育児休業を延長するなどして保育所に入れなにかいう方もいらっしゃるということで、無料やったら保育所に入れろかというような方もいらっしゃるということは聞いており

ます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 育休を取得されている方もいらっしゃるのですがそうとは限らないけれども、半額やったらとか無料やったらということの需要も増えているんだといったことが説明がありました。わかりました。

先日ラジオで、「こういった人口減少社会においては女性の労働力ということもすごく大切な視点なんですよ」という話がありました。そういった意味からも働く意欲が強い女性、そういった女性、お母さん方に対しては心配なくこうやって子どもを預けられるという保育に対する環境、こういったものがきちんとあるというのは本当に心のゆとり、そういった意味からも安心感・安定感といった意味からもすごく大切なんだろうなと、そういった意味からこうやって四万十町はそういったところへもう気を遣ってくださるので、四万十町は様々に出てくる課題をしっかりと考えてくださっているなと、そういったことで、保育に対する需要に対する対応も安心で充実してあるならば、そういった働くお母さん方ももう1人というふうなことにもやっぱりなってくるのかなというふうにも思うわけで、今現在、そういった新しく預けたいというお母さんが出てきた場合にはどういった感じなんですかね。すぐに対応できている感じなのか。各保育所のほうは非常に困っているんだということをお聞きしておりますので、そういった意味ではどれくらい確保を待たなくてはならない場合も出てきているのか。また、そういった意味では、受け入れることができないんですよといった場合も出てきているのか。そこら辺の実情について聞かせていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 非常に悩ましい質問ではございますけれど、まずご相談を受けて、入りたい保育所の状況を見て、例えばゼロ歳児やったら3人に1人ということではございますので、その3人の枠が埋まっちゃったら新たな雇用が必要であるということになります。そういうことで、どうしても雇用ができない場合は、例えば育児休業を取得されている方やったら育児休業を延長できるならば延長していただくとか、さっきの逆のパターンですけど、そういうお願いをしたり、最悪の場合保育士の確保ができるまでお待ちいただくというケースもあると思います。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 分かりました。そういった意味からは、全てがすんなりと受け入れている状態ではないんだなということがわかりました。先ほども言いましたけれども、単に2人目からが半額だから、3人目からが無料だからということではなしに、働く意欲が強い女性の方々もいらっしゃるわけで、そういった方々がそういったことを求めたときにすんなりと入れない状態というのは、安心して次の子どもも授かっていきたいと、そういった視点から考えますとちょっとしんどいところがあるのかなということを思いますので、そういった意味からは、そういったところのどうしたら、特に働く意欲が強いお母さん方に対する需要にどうすればうまくそれをクリアしていけるのかなということは議論をさせていただきたいなと思います。

そういった課題に対して四万十町が課題解決の方法を研究しながら、話し合いをしながらやっているということが保護者の方たちにも伝わっていくならば、四万十町はそういったところに対して、課題解決に対して非常に前向きに議論をしてくれていると、安心だと、充実だと、そういうことならもう1人というふうに、この少子化対策のほうにも気持ちが変わってくるのではないかなという視点での、この保育士不足に対する質問でございました。

なかなか課題はあろうかと思いますが、そういった視点も入れながら対応をさせていただきたいと思います。

続いての三点目の質問は、それに対する対策にならないかなといったことで準備をさせていただいておりました。三番目は在宅子育てへの支援策についてということでございます。

質問の要旨としましての一つ目は、保護者に子育ての選択肢を広げる意味から、給付支援制度の整備に対する考え方を問うということで通告をさせていただいております。これにつきましては、まち・ひと・しごと創成の会議のときにも指摘をさせていただいたかもしれませんし、昨年9月の第2次の総合振興計画の策定に向けての勉強会の中でも指摘をさせていただいたことがあると思いますが、当時私は教育民生常任委員会の委員長をしておりましたので、教民の代表として聞けというふうに同僚議員のほうからも言われまして、この在宅での子育てに対する支援についての指摘もさせていただいていたと思います。

それから、今年の3月のちょうど議会のころに県外での情報が入ってまいりまして、鳥取県でゼロ歳児を保育所に預けていない在宅育児世帯を対象に、今年の4月から現金給付

を含めた支援制度を鳥取県が開始をしていると。それに対して市町村長からは家庭での子育てを促すと、それから保育士不足対策としても効果があると、こういった声が聞こえているという記事がありました。

それから、その記事の中では、鳥取県内外の6町がその在宅育児世帯に対する現金給付の制度をやっておりまして、特に先ほどからも話がありました低月齢児、ゼロ歳児ということですね、の入所率がすごく低くなったといったことが挙げられておりました。また、近隣からの移住というところにも効果があるんじゃないかといった記事がありました。

そして、つい先だって4月19日には黒潮町の記事が新聞に載りました。黒潮町が在宅子育て世帯に月額最大3万円の現金支援制度をこしらえたと、こういった記事が載っておりました。

先ほどからの議論も踏まえて、保育士が足りない、そういったことも踏まえて、それに対する対応策にもなるかと思えますし、黒潮町の記事は当然執行部の方も見ているわけでありましょうから、こういったことがあった後に何か検討を始めたり、執行部のほうから指示があったりとか、こういった在宅子育て給付支援に対する、そういう話し合いなりが行われたことがあるのか、その考え方、そこに対するこの質問が上がってからの考え方も含めて答弁をいただけたらと思えます。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 在宅子育てへの子育て支援策の一環といたしまして、近年始まっている給付制度でございます。鳥取県では、議員おっしゃるとおり、県の補助制度によって6町が始めたということを知っております。それについては、町村によって違うとは思いますが4,000円から3万3,000円までの給付、3歳までということです。

お隣の黒潮町についても3歳までということで第1子、第2子、2万円、第3子以降3万円ということで給付を開始しているということでお伺いしております。現在のところ60件から70件の申請が出ているということを知潮町に問い合わせましたら、伺いました。

これを四万十町でやった場合どうなるかということを試算いたしましたら、4月1日現在保育所に入所していない児童が69名おります。その中で、乱暴なやり方ではございますが、一人当たり2万5,000円、2万円から3万円ということですので、2万5,000円で月々69人給付して、12か月やると2,070万円の財源が必要になってきます。そういうことも含めてこの給付制度の効果としては子育て世代への直接的支援による効果はもちろんですけど、移住・定住への後押し、第2子、第3子への出産の後押し、それと保育所の保育士

不足への一定の効果は当然期待できることやと思います。

しかしながら、現在のところ、高知県では補助金等はありませんので、そういう2,070万円の町単独事業での給付となりまして、給付額、対象年齢、財政的な面を含めて今後検討していくことが必要ではないかなということをお話し合っております。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 試算を出していただきまして、予算を組むとしたらこれぐらいの予算、2,070万円ぐらいの予算が必要となるんだといった試算も公表してくれましたけれども、そういった試算をするのであれば、その方々がゼロ歳児として保育へ行かないわけですから、そうしたらその分の保育士の数が大体これぐらい減ったらこれぐらいの、3人に対して1人、1人の保育士がどれぐらい臨時でかかっているのか私はよくわかりませんが、300万円から500万円ぐらいはもう必ずかかるんじゃないかと思っておりますので、そういった数から言いますと、どれぐらいの数の方が在宅で育児に方向転換、在宅育児をしてくださるとこの分の予算のほうが出てくるんですよと、こういった説明をしていただかないと、ただお金がかかる質問を下元真之議員はしゅうということになりかねませんので、視点としてはそういったことをするところというのが減ってこういうふうになるんですという数字を出していただきたいなというふうに思います。

今までは、保育に欠けるということに対する支援、保育に欠けるという場合だけの支援だったと思うんです。この質問の趣旨としては、保護者に子育ての選択肢を広げることになるんだといった視点なんです。特にゼロ歳児、低月齢児といった方への取組は鳥取県です。黒潮町はゼロ歳児から2歳児までの取組です、給付支援の取組。これはどちらも保育士の数が、ゼロ歳児は3人に対して1人要る、1歳・2歳児は6人に対して1人要る、そこから上になりますと20人に対して1人、30人に対して1人でいいわけですから、そういった意味からも、保育士の不足対策にも大きく影響するんでないかという視点であります。そういったことも含めて検討もしてみるという答弁でしたので、子どもの視点に立ってもう一つ聞いておきたいと思いますが、子どもの福祉という面、預けられる子どもの視点に立って考えた場合には、子どもが親と一緒に密接に過ごせる時間が確保できるとか、子どもが健やかに育てる時間が確保できる。子どもの福祉という視点からいっても、この在宅育児に対する支援の制度については検討していくべきではないかなと。

これは総合振興計画のときからも教育民生常任委員会の代表としても、そういった在宅育児に対する指摘というのはしていくべきではないかということをおっしゃってきただけです

が、これについても四万十町は様々な視点のところの子育ての方法にも目を配ってくれていると、四万十町、これならもう1人、こういうふうにならないかなと、こうった視点の質問であったわけですが、そういう在宅支援に対する町の執行部、ほかの町村でもほかの県でも実績がこうやって上がってきているわけですから、そこら辺に対する考え方をちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。下元議員のご提案は、本当、私も同感でございます。本当にそういった方向の中での支援というのは大変重要やというように思います。

ただ、今言われましたように、今は合計特殊出生率は我々四万十町は2.182と、そして転出の3割抑制と20組40人の移住をとということでやっておりまして、一定、移住については今の段階ではクリアしておりますし、転入・転出の差も一定拮抗してまいりました。最後にはこの人口減少対策の中で出生率を上げるということでございますので、非常にそれには特効薬だというように思います。本当に今日は、昨日からの質問にもお答えしましたが、やはり私としたら一番効果的なところに財源を投資して動かすというのは最終的な措置でございますので、その辺の考え方の中からいけば非常に今後の支援については有効だろうというように思います。

ただ、例えば学校給食であったり、様々な位置的から子育て環境を整備をしていくというスタンスで今までまいりましたので、非常に目につきにくい部分があったと思いますけれども、私が、自画自賛じゃないですけども、自分の公約を持って今動いている中で、きのうの堀本議員の質問がありましたが、なかなかキラッと爆弾的な施策はやってないですけども、だんだんにボディブローのように効いてくるような施策であるというように自分自身は考えております。

ですから、そういった中で2,000万円程度の事業費でありましたら、十分に議会の議員の皆さん方、また住民の皆さん方のご賛同をいただければ支出は可能だというように思いますので、今後中心に置いて検討させていただきたいというように思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 町長の考え方を聞かせていただきました。これは自分だけがヒョイヒョイと言っているときにはいけませんけれども、他の市町村、それからほかの県でも

こうやった実績が出てきましたので、是非前向きに検討を進めていただいたら、様々なところで効果が出てくるのではないかなというふうに思います。

この在宅子育て支援策のもう一つの質問といたしましては、子どもの一時預かり制度について現状と今後の充実を問うということで質問をさせていただいております。視点は同じでございます。利用者は在宅子育ての、保育に預けていない在宅子育ての親が多いのだろうというふうには思いますけれども、どのような利用状況、いつでもどこでも誰でも利用できるのか。そこら辺も含めて、どのような現在の利用状況か、教えていただいたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 子どもの一時預かり制度について、現状についてお答えさせていただきます。

四万十町では、平成22年4月から窪川・大正・十和各地域に子育て支援センターを設置いたしまして、一時預かり保育を実施しているところでございます。窪川地域では年に40人程度の利用がございしますが、大正・十和地域ではあまり利用されていないというのが現状です。平成28年度の実績といたしましては窪川40名、大正ゼロ、十和3名というところでございます。

現在の一時預かりについては、四万十町に住所を有する1歳以上の児童を対象として実施しております。これについては、事前予約、原則10日前ということになって、必要でございまして、急な預かりには対応し切れていないという部分がございます。

また、預かり時間についても午前8時30分から16時30分までということになっておりまして、保護者の多様なニーズに対して対応し切れていないかなという懸念もございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁いただきました。一時預かり制度に対する支援は様々な工夫はされてくれているようではありますが、予約が10日前に必要であったり、そのほかにも多様なニーズという視点では対応し切れてないのかなといった担当課の答弁だったと思います。

その多様なニーズに対応し切れていないところ、そういった課題のところについて、小さなところからできることを見つけながら改善をしていくなれば、そこそが次から次へ生まれてくる次の世代、次の世代の困っているところだと思いますので、そういったとこ

ろこそを、大きなヒットばかりを狙わずとも、そういう小さなところから工夫をしていただきたいと思いますというふうに思います。

最後の質問で、ペアレントトレーニング（親の学びについて）ということで質問が残ってしまいましたが、この要旨としましては、核家族化が進んだ現代社会では、親の学びに対する支援も大切だと、支援を求める親に対する支援策や、ネグレクトと言いまして育児放棄をする親御さんの記事も最近では新聞でよく見るわけで、そういった育児放棄に対する対応策への考え方も問うということを出しておりましたが、これは親が親として成長していくための学びの場というものも提供していく、準備をしていく、そういったところへも心を配っていく必要が今の現代社会ではあるのではないかなと、そういった質問の趣旨として質問をさせていただいておりました。

時間がなくなってまいりましたが、今日の質問は全体を通して少子化対策ということでの質問でございました。私は、キャッチフレーズみたいなもので、「母になるなら四万十町」とか、こういったものを準備してあらゆる政策を、母親になるなら四万十町だなど、こういったことで政策を充実させていったらどうかなというふうに思っております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（酒井祥成君） これで6番下元真之君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。10時45分まで15分間の休憩をいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番橋本章央君の一般質問を許可します。

1 番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） それでは、議長の許可を得ましたので、私の一般質問を始めさせていただきますと思います。

私はどちらかというと文章の構成能力というものがあまりないので、もう単刀直入、そのまま直球で攻めてみたいなど、お聞きしたいなど、そのように考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

今回通告をしております総合教育会議、新教育委員会制度について、ここらあたりのことを中心に商工業の活性化についてと3項目を通告しております。今回の地方教育行政法が大きく改正された、それを受けての質問だというふうに受け止めていただけたらありが

たいです。

それでは、総合教育会議について、一番から順次質問をさせていただきます。

総合教育会議の予定はあるかということで、時期と年間頻度、これについて質問させていただきますが、改正された地方教育行政法のもとで新教育長も決まり、早い時期に総合教育会議を開くべきではないかということからこの質問を設定しておりますので、答弁を願います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） お答えさせていただきたいと思えます。

総合教育会議につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、平成27年4月1日に施行されました地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部を改正する法律によりまして、全ての地方自治体に設置が義務付けられたものでございまして、町長と教育委員会を構成員として必要に応じて町長が招集し開催することとなっております。法改正後は平成27年9月に第一回目の会議を開催しており、平成29年2月に第二回目の会議を開催したところでございまして、現在までの開催状況については各年度1回ということとなっております。

本年度の開催の予定についてでございますが、現在のところはまだ未定でございますが、総合的な教育が現在本町が特に力を入れて取り組んでいる人材育成の面とも密接なかわりもございまして、新教育長も選任されたところでございまして、教育委員会とも協議を行いなるべく早いうちに開催したいというふうに考えております。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 是非とも早い時期に総合教育会議を開いていただいて、様々な課題があると思いますが、開くということですので、その中で開催に当たって、国会で行われた付帯決議の中に大綱の策定に当たって、つまり今回は大綱策定はないかもしれませんが、地域住民の意向が適切に反映されるよう努めることというような付帯決議もされておりますが、前回の総合教育会議では公設塾のスタッフの参加ということもありましたが、こういう形態はとれるのかどうか、その点についてお答えを願います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 会議では、大綱の策定というような、教育会議では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございまして

て、協議内容として大綱の策定に関する協議と、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について協議を行うと共に、関連する町長部局と教育委員会の事務の調整を行うということとなっております。

まず今までの経過について若干触れさせていただきたいと思いますが、平成27年度に開催した第一回の会議では、教育に関する本町の大綱の策定について協議を行いまして、教育委員会において策定済みであった教育振興基本計画の施策の目標、施策の根本となる方針が大綱に該当するということから、当該計画を大綱に変えることを決定すると共に、教育委員会が取り組んでおります施策等についての確認も行ったところです。

続いて、平成28年度に開催した第二回の会議では、四万十町のこれからの教育についてを議題といたしまして、ふるさと教育の進め方等を交え、意見交換等を行うと共に、必要な教育の在り方等について認識と情報の共有を行っております。また、先ほどお話にもありましたが、公設塾「じゅうく」のスタッフとの現状や課題等についての意見交換も行っております。

今後の開催する会議では、情報の共有、協議が必要な事項と四万十町の教育をより発展させるため必要と思われる事項について法の趣旨にのっとり議題として考えており、じゅうくのスタッフに出席していただいた意見交換とかいうふうなこともあわせて行っていきたいというふうに考えております。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 総合教育会議では、必要に応じて関係者が学識経験者から意見を聞くことができるというふうになっております。この中にPTAの関係、父兄、あるいはPTAといわれるかどうかはわかりませんが、園児あるいは赤ちゃんを持つお母さん、この方らの意見を聞く、参加できるという機会はないでしょうか。そういう可能性はないでしょうか、答弁を求めます。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 必要に応じてということにはなりますけれども、その会議の中でおいでいただいてお話を聞かせていただきたいということとなりましたら、その必要に応じて参加していただいてお話をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 町長、平成29年の2月28日に総合教育会議が開かれたときに傍聴者2名でしたね。そのときに、1名は私です、もう1名の方が是非自分も意見が言いたい。傍聴者ということですからすっかりすっ飛んでしまって、「はい」言うて手を挙げたことを覚えていますか。そういうふうに意見を言いたい。そういうことを拾い上げてもらいたい。そういうところがあるのですが、これは取り上げて、せつかくですのでこういう機会に意見を聞こうと、そういう機会を設けることはできませんか。町長の答弁を求めます。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど来ずっと子ども・子育てとか様々な教育の質疑をいただいたところです。今、我が四万十町の進める政策、制度、その方向性の中で必要なそういった組織、個人も含めてそういった識見を有する方においては参加していただいて意見を聞く機会を持っていきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） それでは、次に二番目の総合教育会議についてですが、会議では何を議題とするのか。これについては先ほど課長のほうから答弁がありました。平成29年2月28日には四万十町のこれからの教育についてということで会議を開かれておりますが、今現在の本町の最大の教育課題、これは何と捉えておりますか。また、そのことを議題とするべきじゃないか、そのように思いますが、その点について答弁を求めます。

○議長（酒井祥成君） 答弁はありませんか。

暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を願います。

教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 私のほうでお答えをさせていただきます。

教育委員会のほうでも、「その権限の属する事務に関して協議をする必要があると思慮するときは、地方公共団体の長に対しまして、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる」ということになっておりますので、私といたしまして

は、先ほど新教育長ということでお話を、議員のほうから先ほどあったわけでございますけれども、そういった中で今から先、私が進めていこうと、過去においてもそうでありましたけれども、教育課題、何が一番大事であるかという、やはり今から先、昨日も答弁させていただいた中で、2020年、学習指導要領ということで実施をされるということになっておりまして、今から先の、AIという言葉も使わせていただきましたが、今から先の学力向上であるとか、徳、心の部分、体の部分、そういったところを育てるに当たって、非常に大きな、一つの形が、新学習指導要領が示されたということでございますので、そういったところに基づいて、多岐にわたってということになりますけれども、やはり子どもたちの健やかな成長という中でそういったことに基づいたお話ができたということでご案内しております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 前回、平成29年2月28日には四万十町のこれからの教育について、しっかり議題を決めて、そして各委員の意見、あるいはじゅうくのスタッフの、この人たちの考え方というものも発表させて聴取した、そういう経緯があります。だから、会議では、次の会議を行うとすれば早急にすることですので、何を議題とするか。前回は四万十町のこれからの教育についてでした。そのことを聞いておるので、その答弁を願います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私の、招集する側の立場からお答えを申し上げたいと思います。

それぞれ、この議会でも問題、意見いただきましたが、子育てさらには教育という関連性がございまして、そういった、次回の会議においては、そういった施策、そして施策の中で教育の諸条件に関する施設整備等の状況、さらにはエアコン等々の今普及をされておりますけれども、そういった教育環境、そして教育委員会がなかなか手が届かない部分については、人材育成推進センターなるものがしっかりサポートできるのは何かと、そういったしっかりした区分をしたいというように考えております。

その中に、教育長のほうからのいろいろな、先ほど来のお話のように、教育委員会から提案するべき事項もあると思いますので、次回の会議をなるべく早く持って、今日いただいたご意見も含めて開催をしたいというように考えております。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 今日、私は何かしら気分が落ちついておりますので、この二番目の答弁はそれで納得したということにいたします。

引き続き三番目の議事録の作成及び情報公開について、このことについて質問したいと思います。

平成29年2月28日の総合教育会議の議事録が手元にあるわけですが、このことについては一点だけ、この議事録は会議の終了後何日ぐらいで公表できたのですか。その点についてお願いいたします。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 議事録につきましては要約筆記の形式で作成しておいて、ホームページで公開しておるわけですが、具体的な日数、日にちまでははっきりとは覚えておりませんが、おおむね1か月以内に公表していたというふうに記憶をしております。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） この四万十町総合教育会議議事録となって、発言者の記名があります。これは本当に今言われたように議事録と認めていいと私は判断をいたしております。そういうことで、この質問は終わりたいと思います。

四番目の、会議の開催時に託児所を設けることはできないか、こういう質問ですが、これは子育て世代の傍聴できるような条件整備の一つであると思っております。傍聴者が増えることにより会議の活性化にもなると考えるが、ちなみに2月のときには傍聴者用の椅子がたった3脚です。それで傍聴者が2名です。言わば予定どおり、ほとんど皆無に近いような状況を主催者側も想定したのではないかと。そういうことがあります。

また、これは別のところで行われたことですが、昨年の十和地域振興局で「子どもの可能性を引き出す教育」、こういう講演会がありました。そのときに、本当にいい話でみんなに聞いてもらいたい、子育て世代に聞いてもらいたいと思ったけれども、夫婦2人だけでIターンとしてこちらへ来ている方は聞くことができないんです。聞いてもらいたいのには。

だから、そういう小さな配慮まで、どうしたら傍聴者が増えるようになるか、講演会に足を向けることができるようになるか。そういう条件整備、まず考えないけんことじゃないでしょうか。

そのときに参加していたのは、主に役場の振興局の職員です。この人たちも当然子育て

真っ最中ですので、いい話が聞けたはずです。ところが、どうして来らあったのと、後から聞いてみると、子どもを預かってくれるところがない、確かにそうですよ。2歳ぐらいの子どもを預かってくれるところがあるわけない。たった夫婦2人で四万十町へ来ているんですから。

今後は、こういう傍聴者も増やすような、当たり前として託児所を設置したりとか、そういうことができないものか。この辺について答弁をお願いします。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 先ほど議員がおっしゃられましたとおり、総合教育会議につきましては、子育て中の方が特に興味を持つ事項を協議する会議であるということは重々承知をしております。

しかしながら、会議は必要に応じての開催や緊急に開催することもあること、また託児所を設ける場所、託児をお願いする方、その費用のことなどの課題もございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 私はなぜできないかを聞きよるがやないんです。どうしたらできるか、そういう方向で質問しゆうがです。是非それに向けて前向きな答弁、これを求めています。町長、どうです。町長の感想を聞かせてください。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） この件については、橋本議員も同席していただいておった、先だっの会議で保護者の方から出ました。それを持ち帰りまして、まず町全般の会議のこともありましたので、様々な会議があります。子育て世代を対象とした様々な会議もありますので、現場で協議した結果、今の答えになったところですが、本当に情報を伝えるということは大変重要やと思っております。後の質問にありますように、ケーブルで放送できないかとかいうこともありますので、教育講演会みたいな形で、今のところはなかなかケーブルとの話ができていないですので、そういったとこまで踏み入ってお答えできませんけれども、やはり協議会やこういった懇談会においては、傍聴は意見は言えない状況になりますので、一方的な視聴であればそういったことも方法論をしてはあるというふうに考えております。

ですから、これが先ほど申し上げましたようにやるとなってもなかなか物理的な問題が、特に保育士等の問題もありますので、できれば地域でやる場合においては、私、打ち

合わせしましたけども、地域の人たちがそこでちょっと、地域の人との協力をかって、ちょっと年配の方が見ていただく中で保護者が参加できるような環境、こういったものも、昨日教育長とも話をしたところです。

ですから、そういったことで保護者が参加できる環境を、これは行政だけでやってしまうとなかなかその辺の物理的な問題が一気にできませんので、できればその会議のときには地域の方の、例えば女性部の応援があったり、そういったことも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 是非、この平成29年2月28日に行われた四万十町のこれからの教育について、誰に聞いてもらいたいです。誰の意見を聴取したいです。今から子育てをする、今、子育ての真っ最中、この四万十町で子育てしよう、そういう人たちを対象にするのに傍聴も、私は多分、公告というか、皆に知らせる方法ももっと工夫せないかんがやないか。このように考えております。町長が引き続きのケーブルテレビの放映ができないかという部分についても立ち入って答弁もらいましたけれども、今後については、この「子どもの可能性を引き出す教育」、こういう話も行って聞いてみるとすごくいい話で、ただ後援者の顔を立てるために人集めをした。そういう感が否めません。

ですから、こういうことはなるべく、聞いてもらいたい年代、移住・定住だって3月の議会でターゲットを絞った取組ができるかっていったら、ターゲットを絞っていない、何でもかんでも行き当たりばったりのようなやり方で、小さな投資で大きな効果を生むことはできんと私は考えておりますが、この件については今後改善してもらおう、そういうことを前提に質問を終わりたいと思います。

引き続き、大きな項目の二番目の新教育委員会制度について。新制度のもとで新教育長の教育に対する理念、方針について考えを問うということで、形としては所信表明というような形で、是非新教育長の教育に対する理念であるとか方針であるとか、そういうものについて考え方を述べていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをいたします。

新制度のもとで新教育長の教育に対する理念、方針についての考え方ということで私のほうからお答えさせていただきます。

四万十町教育委員会では、平成26年の6月に策定をいたしました四万十町教育振興基本

計画に基づきまして、学校教育の充実を始め、生涯学習の推進などたくましく人間性豊かな人づくりを基本理念といたしまして、土台づくり、つながりを軸に、ふるさとを愛し、志を持ち、地域に貢献できる人材の育成と幼児から高齢者までの様々な活動の場づくりを支援するなど、関係機関や団体との連携を図りながら、本町の特性を生かした教育行政を推進していきたいと思っております。

また、生涯学習におきましては、今後も予想されます少子化、高齢化を踏まえて、町民一人ひとりが社会の一員としての自覚と見識を身につけると共に、生涯にわたって学び続け、健康で心の豊かさや生きがいを実感できる人生を送ることができるよう様々な学習の場づくりに努めたいと思っております。

学校教育におきましては、それぞれの地域の特色を生かしながら、学校、家庭、地域、行政が連携、協力して教育に取り組める体制づくりを進めます。また、子どもたちが社会の変化に柔軟に対応し、生き抜く力を培うために基礎学力を確実に定着させる学力向上の取組と共に、豊かな心と健やかな体の調和のとれた教育を推進してまいりたいと思っております。

私といたしましては、ふるさと教育、これは先ほど議員も申されたとおり、総合教育会議の中でも話しもさせていただきましたが、そうしたふるさと教育を通しまして、ふるさとを愛し、志を持った子どもたちをはぐくみ、地域に貢献できる人材育成を目指すと共に、自分たちの住む地域にある課題に向き合い、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培っていきたくて思っております。

そして、次代を担う子どもたちの夢と希望を大切にする教育を目指しまして、学校、家庭、地域、行政の連携と役割によりまして、笑顔あふれるまちづくりを教育行政から進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） この質問をした思いの中に一つには、新しい教育長となられて第1回目の教育委員会の席で、教育委員の中から教育長の教育に対する方針などを述べるべきではないかという質問が出されました。そのときに、四万十町教育振興基本計画、これがそうですよと、指し示されて、一瞬間を置いて、あ、そういうことか。実際に言われないと、教育委員の中ですら、教育長がどういう方針で臨むのか、それが理解されていない。そういう面があるのであえてここにそういうことも質問させてもらいましたし、多く

の町民の方々、父兄、子育て世代、また生涯学習といいますと、オギャーと生まれてからあの世へ旅立つまでずっと教育です。そういう意味でもうちちょっと委員会の中でまずしっかりとしたそういう統一見解、しっかりわかった方法、またそれを事務方に広げる、あるいは学校現場に広げる。教育長、今回はあなたの権限は、責任の大きさと権限の大きさも今までにないぐらいになっておる。その自覚をしちよってください。そういう意味で、是非このことは今後、教育長の考え方というものについては、全て教育に関する人、あるいは今回から町長との総合教育会議、これらを通じて町長部局とのやり取りもありますので、しっかりとした理念というものを持って臨んでいただきたい。このように感じます。

引き続き、二番目の質問として、これまでの教育委員会の課題として、審議の形骸化が指摘されております。このことが一つの契機となって法の改正があったわけですがけれども、審議の活性化についてどのような方法で改善策を講じるのか。教育長の答弁を求めます。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 審議の形骸化ということにつきまして、活性化についての改善策を問うということでした。お答えをさせていただきます。

教育委員会自体は事務局の提出する案を追認するというだけではございません。実質的な意思決定を行っていないことなどが審議の形骸化に当てはめられていると思っておりますけれども、四万十町教育委員会のほうでは合議制ということになっております。合議制の教育委員会としての主体的な意思形成のために教育委員それぞれの識見を活かした議論が行われておまして、審議については活性化が図れていると思っております。

それと、先ほどの議員の質問の中で私の思い、教育行政のことに関しての、ことが教育委員会の中でも話し合われてないのではないかとということでしたけれども、教育委員会の中では教育行政方針というものを毎年立てておまして、その中でもお話をしておりますし、それと各教職員を集めての中で私の思いなど、また教育行政のことにつきましても詳細に説明をしておりますので、これは町民の方々にとりましても、私が何もしてないというような語弊を受け止められてもいけませんので、その点はしっかりとお伝えをしておき改善策につきましては、教育委員会それぞれの識見を生かした議論が行われておるということで活性化が図れているということで思っておるわけでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 今、教育長から答弁があった中に、教育行政方針、こういうものも作っておる。平成29年度四万十町教育行政方針、こういうものもしっかり議論されておるとい話です。六番目に、開かれた教室、学校、教育委員会として、その③として授業評価や学校、教育委員会の自己評価、あるいは関係者評価などに取り組むことにより、成果と課題と明らかにし取組の改善を図ります。この中で、教育委員会の自己評価、これはどういう方法でやるのか。具体的に、またこの点について教育長の答弁を願います。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをいたします。

その評価のことにつきましては、教育委員会で毎年9月ごろの、結構時間をとりますので、定例会の時間以外にとるといこともあるわけでございますけれども、その会のときにいろいろ成果であるとか、目標も当然ありますけど、成果といところも持って、それを各教育委員がそれぞれ検証また分析、またその評価といところをしておるわけでございます。その結果につきましては議会のほうへもお示しをしております、なるべく9月議会が終わるか終わらないころに議会のほうに届けておるといような状況でございます。そういったことで、評価のほう、点検評価といことは行っておるといことでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） この成果について、点検している。成果あるいは評価をしているということですが、これは、こういうことをするためには、例えばですけども、様々なその年の目標値とか数字を設定できるものについては数字を設定して、それに届いたか届かないかといところから、なぜ届かないのか、なぜできたのか。そういうこともしていくべきと思いますが、そういう方向の自己評価の仕方といものは今まではどうでしたか。ありましたか。今後はどうするつもりですか。お願いします。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 数値化できる目標といところについては、そういったところがクリアできておるかどうかといところも見えておるわけでございます。今後においても、なかなか数値化ができて、目に触れて見やすいような項目ばかりであればいいわけですが、なかなか多岐にわたってちょっと数値化もし難いといいいますか、数値としてはあらわしにくい、教育の部分は非常にそういうところがあるわけございまして、学力などは

非常に見やすいところもあります。点として数値として出てくれば見やすいところがありますが、ただ数値として非常に見にくい、わかりにくいところも確かにあろうかと思えます。そういったところについても、数値化できるものは当然数値化して、その目標に達成できておるかどうかというところもまた見ておきまして、今後においてもそういったところもなお我々大事にしていかなければいけない視点であろうかなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 教育委員会の中での審議は活性化されている、四万十町の場合活性化が見られるという答弁ですが、たまたま農業新聞の中に、「発言あってこそ会議である、意見が出ない会議は民間では行わない。」というような一文が書かれておきまして、それがたまたま目につきましてこの場で発表させてもらっておるのですが、活発な議論がされていると見受けられるほどの会議録の内容じゃないのですが、その判断の分かれるところでしょうか、教育長はどのようなことをお考えでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 議事録の中ではなかなか見えにくいということでもございましたけれども、非常に多くの意見が出ておるわけでもございます。それは個人の主観も当然ございます。思いというところもございます。そういった中で、いろんなそれぞれの分野の立場というところで発言もしていただいておりますので、なかなか中ではこういった発言が議会と違いまして、全部そういった発言なかなかまとめてというわけにはいきませんので、ただ内部においては非常に皆さんが意見のほうも出していただいておりますので、それで私のほうも会議のほうも進めさせていただいておりますというような状況でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） この部分については、制度を運用する教育委員会の意識、これが重要であり、また教育長は会議の主催者として審議の活性化に責任を持つ立場になると考えられます。そう、私の勉強した資料には書かれておりました。この件は、そういうことで活性化ができておる、またそれを目指してくれるであろうという判断から、以上で質問を終わります。

三番目の、議事録の作成や情報公開のできる範囲についてという項目に移りたいと思

ます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、改正後のものですが、の会議というところに第14条9項に、「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」とありますが、この条項のとおりの情報公開ができますか。教育長の答弁を求めます。

○議長（酒井祥成君） 教育次長熊谷敏郎君。

○教育次長（熊谷敏郎君） 教育委員会の会議終了後、速やかにということですが、現在のところ議事録の作成につきましては時間がかかっているのが現状でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 次長に答弁いただきましたが、今、議事録と言いましたけど、これまでは四万十町の場合は、委員会の会議録となっていますね。それで、一番最新の、私も言いました、教育委員会議で、議事録をほしいんですが、ということを出していただいたのが四万十町教育委員会会議録、平成28年12月定例会。つまりそれから6月の初めに請求したのですから、約半年、6 か月たっております。

私たち議員は住民から負託を受けて様々な分野で執行部をただす、こういうことが義務付けられております。その中でこれだけ遅い資料では、半年前の資料では、ひだけた話になってしまうし、あなた方は打っても鳴らんという状況になりやしませんか。もうちょっと早くこの議事録が公表できないものか。また、それについてはもう今更ですので、今回は、これからは議事録を速やかに整えてもらうということも後の答弁の中で一緒に答弁してもらいたいわけですが、あわせて、これ、先ほど言いましたように、これまでは教育委員会会議録となっておりまして、この発言者の記名がありません。この記名に関し委員会で検討はされたのか、その点について答弁願います。

○議長（酒井祥成君） 教育次長熊谷敏郎君。

○教育次長（熊谷敏郎君） おわびすることも教育次長の大切な役割であるというふうに思っておりますので、まずこの件につきましても私から申し上げます。

会議録、先ほど議事録と申しましたが、会議録の誤りでございます。申しわけありません。会議録の作成につきましては、まず録音されたものを文字に起こす、そして、それをテープ起こしと言っておりますが、それを外注して、その後職員によって作成、仕上げを

行っている現状でございます。

現在、そのテープ起こしを3か月分まとめて行っておるのが遅れている要因の一つであります。そのほか、その後の職員の腕の見せ所でもありますけど、その遅れも正直なところでございます。まことに申しわけなく思っております。

やはり、議員おっしゃいますとおり、速やかな議事録作成というのが求められておりますので、今後はそのテープ起こしを1か月ごとに当然ながら改善していく。そして作成する職員、そのほかにたくさんの忙しい仕事も課してはおりますが、ここはたまには尻もたたきながら早期の作成に努めたいと思いますので、何とぞ、これは教育長の代弁をしているつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、最初の、記名について、委員のお名前がないということにつきましてではありますが、これまでは各委員におきましてはそれぞれの立場で活発な意見を頂戴したいということで、その協議の結果をしっかりと残すということを主に考えて、お名前のほうは載せておりませんでした。

ただ、今後につきましては、教育委員会といたしましても、情報公開という観点がありますので委員のお名前を載せるということについては進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 委員会の中で、教育長及び各委員はこの記名に対して、この件についてどのような見解を述べられましたか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをさせていただきます。

この議事録への記名ということにつきましては、平成27年、28年、毎年このことについてはお話もしてきておるわけでございます。その中で先ほど次長のほうからもお話がありました、闊達な意見を出していただきたい、その中でそれぞれの委員の主観が個人的な見解が含まれてくるということが非常に多うございます。そういった中で、委員としてそういった発言はさせていただいておりますけれども、やはり最終的に審議の結果というところを大切にしてきたというところがあるわけございまして、そういった様々なご意見、名前を出してもいいんじゃないかというような、当然、委員もおられました。その中で我々もそういったご意見もまとめながら、闊達な意見もやっぱり出していただきたいと

いうところで、現在まで委員という表現で来たわけでございます。

ちなみに、教育長、教育委員長というところは今まで出ておるわけでございますが、そういうようなお話をしてきたということでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） これまでの経過については分かりました。だから、今後、記名することに、委員会の中で教育長及び各委員はこの件についてどのような見解を述べられたのか、そのことをお聞きしております。お願いいたします。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをいたします。

現状でというところの話でございました。

けれども、私といたしましても、それぞれ新教育長となった立場、それと情報公開、透明性ということで思っておるわけございまして、先ほど次長も申し上げたとおり、委員名については公表の方向で考えていきたいというところで思っておるわけでございます。

そういったことで、委員会のほうでは現在までは闊達な意見がなかなか出しにくくなるのでないろうかということもございましたけれども、そういった方向で考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） これまでではないんです。教育委員会は今、新しく教育長となられて2回行われておりますね。だから、その中で、委員会の中でこの記名について話し合われたことがありますかという、教育長及び各委員はこの件についてどういう見解を述べたのか、その質問について再度お聞きいたします。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 前回の教育委員会で、6月定例会になります、その他というところでお話をさせていただきました。内容については、私が先ほど申し上げたとおりでございます。いろいろとそれぞれの皆さんの、委員の個人的な見解とかが結構含まれておりますので、私が先ほど申し上げたところでひとつ酌み取っていただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） では、確認ですが、教育長は記名に対して反対したのですか。そ

の点について。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 私としたら、現状でやはり皆さんの意見を闊達に出していただきたいというそのときの思いではございました。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 先ほどの答弁の中に、二点伺います、強固に反対を表明した委員はおりますかということと、これは個人が特定されませんので是非答弁願いたいし、記名に賛成した委員はいましたかと、これはおりましたということで、再度お願いいたします。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをいたします。

それぞれ委員の、先ほど申し上げたとおり、見解があります。ということは、それぞれおられるということでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 私がなぜそれを尋ねるかということ、これは情報公開といういわば当たり前の認識すらないのであれば、各々の資質だけでなく委員会全体の体質の問題だと考える。そうってきます。定例会での教育長、委員の発言については是非ありのままお答えしていただくことはできませんか。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 先ほど申し上げておるとおりでございます。それぞれの主観、個人的な見解が含まれておるところでございますので、そのあたりは先ほどのとおり、発言を酌み取っていただけたらなお幸いです。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 教育長は定例会において正式に記名について、端的に言えば反対を表明したにもかかわらず、先ほどの答弁では記名をした議事録を公表する、そういうふうに転じた、その理由は何ですか。教えてください。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをいたします。

私としても、熟慮し、そういった形では進めていくというところも思っておるところも当然ありました。先ほど議員申されたとおりでございます。私も言いましたけれども。そういった中で、やはり今からの情報公開というところ、透明性というところを持って、これはやはり考えていかなければならないということで私のほうも思った、また判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 町長、ここまでの私と教育委員会教育長のやり取り、そしてまた定例会で正式に反対を表明した教育長及び反対を表明している委員について、町長はどのような見解をお持ちですか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（酒井祥成君） 答弁者を求めるところが教育長になっておりますので、ここのは考えて質問をお願いしたいと思います。

1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） この件については、先だって町長直接に答弁をお願いしたいが了解を得ますかと言ったら、構いませんという許可をもらっております。ですので、その点で寛大な処置をお願いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 答弁できますか。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えできる範囲内でお答えさせていただきたいと思います。

先だって、一般質問の通告書を見させていただきました。当然、教育関係の質問も一定、私、町長として協議をさせていただいております。ただ、それ以前に、さきの議会で私のほうからこの件について、やはり一定公表すべきでないかなというようなお答えをしたことがあると思います。昨日今日で判断したわけではないですけども、私の言った責任というのがありましたので、教育委員会との協議の中ではもう当然、そういった方向で考えてみたらどうでしょうかねということは私のほうからお伝えしたところです。

ただ、今、それぞれ、教育委員会のほうも、高知新聞、そうした報道の調査もあつておるようでございますので、これはまだ事前の話ですけども、近々公表はされると聞いておりますので、そういったところも熟慮されて今日の教育長の回答に至ったというふうに推測をするところです。

当然、町の執行部、教育委員会外では、議事録の記名は既にしておりますので、これについては今の時代の流れというよりも、既にすべきではないかなとは考えておったので、そういった意味で教育長には私のほうからもお願いをした経緯もございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 私もその任命責任だけを問う、そういうつもりはありません。先月の時点では町長が、先ほど言われたように、議事録の記名は当然というような趣旨の発言もされた上で資質があると、そういう、議会での答弁も受けております。

当然、我々議会も承認をした責任というものは、それはあるんです。昨日、古谷議員の質問の中にもありましたように、現在の社会の中で四万十町の教育問題は大きな変革が求められております。その変革を担えるだけの力量があるかどうか大きな問題なのです。

ここに、中学校3年生が去年使っていた中学社会公民という教科書があります。お借りしてきました。この中に、「国や地方公共団体、企業は様々な理由から情報の公表を控える場合がありますが、私たち国民にとって国や地方公共団体、企業などの活動を知り、正確な判断をするための知る権利は欠かせない権利です。多くの地方公共団体でも情報公開条例が定められるなど、情報公開制度が実施されております。」中学校の義務教育の課程でこういうことが勉強されているにもかかわらず、今ここで議論しゆうことの、これは資質以前になるんじゃないかというような、そんな感じもいたしております。

情報公開という当たり前のことがしっかりと説明できない、あるいはできていない委員会って大丈夫なのか。そういう気がしてきます。教育長や教育委員の選任の方法についても、私は少し乱暴すぎると、そう感じております。なぜなら議会の役割として、従来以上に職責が重くなる新教育長の資質・能力を十全にチェックするため、議会において所信表明を行った上で質疑を行う、そういう丁寧な手続が必要と考えられます。現行のままで不十分であると感じるなら、四万十町独自の何らかの工夫があってしかるべきではないかと思いますが、町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） この、先ほど申し上げましたが、答弁を求める者のところで教育長ということになっておりますので、できる限り教育長のほうに対する、教育委員会に対する質問にとどめてもらいたいというふうに思います。

教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 議事録のみでそれぞれの資質を問われるということが非常に心

外でございます。教育委員もいろんな動きをしております。そういったところを総合的に見ていただいて、教育委員会委員が、これを聞いたら、本当に私もそうでありますけれども、今から先の士気というものを私も非常に高めてもいきたい、本当に新しい2020年に向かっていかなければなりません。

そういった中で、議事録、今まで議論もしてきて、名前を出してない。それが資質の低下につながるかどうか。私は非常に疑問でありますけれども、しかしながら、そういったところを私もそれぞれの委員さんにまたお話をほうもしていかなければならない中で、しっかりとやはり情報公開というところにはまた努めていきたいという思いでございますので、ただ、議事録だけに名前がない、それでどうなのかと言われたら非常に私も困りますので、そういったところはひとつ、私も今から先、しっかりと会議のほうの、先ほど言われましたとおり、主宰もしていくということでございますので、そういったことでまたしっかりと会議のほうも進めてまいりたいと思いますし、主宰していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 新制度のもとでは、教育長は教育行政の最高責任者というふうに位置付けられて、民間であればCEOというような言い方をされる場合もあります。そういう最高責任者としての自覚を持って、今後とも教育行政に取り組んでいただきたい、そのように考えております。

以上でこの項目の質問を終わり、次に移ります。

四番目の、テーマを決めて自由討議の取組はできないか。こういうことですが、3月議会では教育委員長の質問をした経緯があります。そのときには検討するというような趣旨の答弁でしたが、教育長の考え方についてはどうなのでしょう。教えていただきたいと思っております。

○議長（酒井祥成君） 教育次長熊谷敏郎君。

○教育次長（熊谷敏郎君） 私は教育次長でありますので、教育長ほどは強くよう言いませんが、自由討議の取組についてということではありますが、議員おっしゃいますように、議会での会議規則にありますようなかっちりとした自由討議ということはちょっと考えてはおりませんが、でも何もしないのかということでお叱りになると思っておりますので、そういうことではなくて、また実際にもやっているところでもあります。様々な分野で活躍されている方、またされていた方、その分野で高い見識を有している方が町長によって選任され

ているわけでありますので、いろいろな施策でご意見は頂戴したいというふうに思っております。

また、現在も会議の中で、議案を審議する際、そして事務局からも報告事項があるわけですが、主に学力の状況とか不登校とかいじめの問題、そういった際にはたくさん意見も頂戴しております。ただこれは非公開という形になりますので、公開はできることではありませんが、こういった場合においてはたくさん意見が出されて討議もされているところでもあります。実際に、そのほかにも必要な場合には、教育長がテーマを示して、その他の分野ということになりますが、意見もいただき、また討議もしていただいているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） もちろん、個人情報にかかわる部分をお話するという意味ではないんです。様々な教育課題があるでしょうから、そこらあたりを自由的に、活性化のためにもいろんな発言をしたらどうですかという提案です。そしてそれも、なるべく傍聴人のおところでそういう議論をしていただけたら、教育に対しても皆の見る目が違ってきますので、是非そういう取組、前向きな検討をお願いします。

五番目の、大正、十和地域で教育委員会の開催はできないかということです。これは、私は、議会に出るときに、町民の声を町政に届けますという公約を上げて議員とならせてもらってます。その中で、町民の方々から、窪川まではほぼ1時間かかるので、なかなか傍聴に行けない。実際に見てみたいという意見もあります。ですので、例えば大正や十和やそういう地域で委員会を開催できないのか。その点について答弁をお願いします。

○議長（酒井祥成君） 教育次長熊谷敏郎君。

○教育次長（熊谷敏郎君） 時間があまりありませんので、はしょってお答えさせていただきます。

結論から言うと、本庁舎で行いたいというのが本当でございます。教育委員会は多岐にわたっての業務を行っておりまして、それを毎月の定例会において協議をいただいている、それが教育委員会でありまして、その開催日当日に議案を放り込む、放り込むというたらいけませんが、提出する場合があります。また、複雑な場合は職員を呼んで説明をさせるといったようなこともしておりまして、迅速かつまた適切に判断をいただくということで、そういった時間的なこともありまして、基本的には本庁舎のみでの開催と、これはや

むを得ないものというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 是非開かれた教育委員会とか、みんな闊達な意見を交わしゆうところを見てもらいたい、そういう意味もありますので、これはそういう様々な、放り込むような議事のないとき、あるいは明らかに意見を出したらいいなとわかるようなとき、1 回でもいいんです。是非試験的にも検討していただきたいと思います。

この、ケーブルテレビでの委員会の中継はできないかというのは、先ほどの答弁、総合会議のときの答弁とほぼ同じだろうと推察しますので終わりたいと思います。

三番目の商工業の活性化について、時間がありませんので、読み上げるだけになると思います。商店や事業所の閉店・廃業が進むことが予想されるが現状の実態調査を実施したことがあるのか。そこから見えてくる課題と対策について問うと質問をしております。調査し、実態の把握などをしたことがあるのか。また対策はとれないのかという点について答弁を願います。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 時間の関係もあると思いますので、簡潔にお答えさせていただきます。

様々な状況によりまして、本町の商工業は厳しい状況にあることは認識しておりますが、町単独で現状の実態調査は行っていないというところです。ただし、商工会の通常総会の参加、定期的な会議を通じまして町内の商店街の状況、そして業種別商工業企業数などを確認しております。こういう共通認識のもと、対策の協議そして各種の支援事業を実施しているという状況でございます。

また、課題と対策ということでございますが、相対的に今回策定しました第2次総合振興計画、その中で、政策目標3、施策目標5、ここで大きく現状と課題を整理しております。そしてその対策として三つの施策を打っております。一つは、商店街を中心とした市街地再生計画の策定と実施。旧町村の中心商店街を中心とした再生計画を作成し、地域の特性に応じた施策の展開を進めると。そして商工業関連団体の活性化、中小商工業への支援という形で商工会の事業でありますとか町の助成事業を活用して対策を進めていくということでございます。

私たち関係する担当課としましては、この三つの施策を着実に実施していくということ

が基本であるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 短い中で答弁いただき、ありがとうございました。私の一般質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） ちょっとだけ説明がてら、最後にちょっと時間をいただきました。

先ほどケーブルテレビの放送はできないかということで、総合教育会議等、今、正に教育委員会の会議ということだと思っておりますが、先だってお答えしたんですが、教育講演会、十和地区であった講演会、これが非常にいいということでお答えをさせていただきました。総合教育会議と教育委員会議においては、単にいろいろな会議がございますので、またこれは今後の課題ということで、これについては一定慎重な姿勢でいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。決して見せないんじゃないで、いろいろな、必要に応じた場面での報道の仕方ということを思って協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） これで1番橋本章央君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。午後は1時から開会したいと思います。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番岩井優之介君の一般質問を許可します。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 7番、議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

私の質問は、農業競争力強化支援法、そして子どもの貧困解消、学童保育・放課後子ども教室、高齢者安心生活支援住宅の四つのテーマで質問をいたします。

まず初めに、5月12日に制定されました農業競争力強化支援法について質問をいたします。この農業競争力強化支援法をどのように見ているか。対応策も必要になってくるのではないかという趣旨の質問でございます。少し長くなりますけれども、説明させていただきます。

い。

農業競争力強化支援法が5月12日に参議院で可決成立しましたが、この法律は農業を基幹産業とする四万十町にとっても大きな影響が出ることは必至だと考えています。まだ法律ができたばかりで必要な情報はつかんでないかもしれませんが、この法律をしっかりと分析し、今後、農協等にどう影響を及ぼすか見据えて対応策も考えておく必要があるのではないのでしょうか。日本共産党は、この法案は、農協を解体し政府が様々な農業関連事業の再編に乗り出すもので地域経済にはかり知れない悪影響が出ると反対したものです。

今、共謀法が騒がれている中で、この5月12日にこの農業強力支援法が成立したわけですが、ほとんどマスコミに載ることなく多数決で通っております。またそれに先立ちまして、3月には種子法が廃止されております。種子法は御存じのように都道府県で品種改良や種子を保存する、そういう役割を持っておりまして、これが廃止されるとほとんど民間に委ねられていくということで、最終的にはアメリカのモンサントですかね、巨大な独占資本が世界を席卷するのではないかと推定されておりますけれども、こういうふうな法律もテレビや新聞でほとんど報道されておられません。ネットを見ると、TVも言わない。これはやばいということで、関係者が拡散しかないということで、ネットで注目をされた問題でございます。

こういう問題がいつも簡単に通っていきゆうということで、あえてこの問題については質問をさせていただきます。

農業関係の少し古いデータですが紹介します。日本の農業の平均関税率は11.7%は、アメリカに次いで世界第2の低さでございます。日本の農業は一般的に過保護だと思われていますが、実態は不当にも冷遇されています。一農家当たりの農業予算は日本は韓国と群を抜いて低いのですが、日本は概算で一戸当たり100万円程度であるのに対し、ドイツは500万円を超えています。アメリカすら400万円を超えております。農家に対する所得補償になると一層顕著であります。農家一戸当たりに対する直接の支払は日本の35万円程度に対して、フランスやドイツでは240万円から250万円になっています。言うまでもなく、直接支払は農家に対して作況は問わず、その生活を保障するものです。農家の生活を安定させることによって不安なく農業を続けられる基盤を整えていけるものでございます。ドイツの食料自給率は90%を超え、フランスは130%で、現在では食糧輸出国でございます。イギリスはかつて食料自給率40%に落ち込んでいましたが、農業保護の政策で現在は70%まで回復しております。世界の主要国が、食糧問題を主権と安全保障に絡むことを特に重

視して、産業構造が高度した今日でも農業の保護に力を入れていることを知る必要があるのではないのでしょうか。

この間、日本は農産物の輸入自由化が拡大され、農産物価格の下落により農家の所得は減り続けております。その結果、後を継ぐものは他産業に行き、農家は高齢化し、耕作放棄地が増加しているのが現状ではないのでしょうか。

農業競争力強化支援法は、TPPなどの農産物のさらなる関税撤廃のもとで輸入農産物と競争できる大規模化を推進し、農業解体をてこに政府が業界の再編に乗り出すものです。農業を基盤産業として位置付けている四万十町の地域振興計画や地域経済、雇用に重大な影響を与えることは容易に想像がつくのではないのでしょうか。町長始め執行部は農業競争力強化支援法をどう見ているのでしょうか。

また、この法律の目的、第1条に、「農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業競争力の強化の取組を支援する」とあります。競争力の強化を否定するものではありませんが、日本の国土、地形、自然条件、そして農家の経営規模を考えると、疑問を抱かざるを得ません。家族経営を基本として、集落の協働とコミュニティを維持している農家が競争力の強化をどこでどのように発揮するか、全くイメージができません。アメリカやオーストラリアなどと競争するというのでしょうか。執行部としても知る由もないのでしょうか、どう想像されますか。また、どう捉えておりますか、お答えください。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 非常に難しいご質問でございますが、農家が何と競争力を競うのかというようなご視点もございましたが、この農業競争力強化支援法につきましては、現段階においては具体的な内容がまだ明確ではありませんので、的を射た回答を申し上げるのは非常に難しい段階ではあります。国際競争力を高める等の方針のほうも含まれているように読み取れるのではないかとこのように考えております。

また、この同法は農業資材価格と農産物の流通コストの引き下げに向けて業界再編を促す法律であるというふうに言われておまして、事業者の新規参入や価格競争を活性化させる狙いもあるようですが、国内での競争力強化による市場の活性化を目指しているのかなどという点が今の情報内容では少し明言はできないと思います。

今後、示されると思います関連省令でありますとか実施指針等で一定の方向性が見え始めるのではないかとこのように考えております。

今月の15日、これは明日ですが、中四国農政局が主催の農業競争力強化支援法の四国ブロックの説明会が高松市のほうで予定されておりました、一定の情報提供があるものと考えておりますので、私も出席したいというふうに考えております。

いずれにしましても、情報収集に努めて、本町にどのような影響があるのかを注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。国際競争力では多分難しいと思います。ちなみに日本の一戸当たりの平均的耕作面積は2.3haです。アメリカは約170ha、カナダは315ha、オーストラリアに至っては3,024haが平均の耕作面積を持っております。こことの競争は無理です。こういう中での競争力をどう描いているのか。私には想像はできません。

次に、移ります。

この法律には、日本農業が直面しております自給率の向上という課題や四万十町の実態である中山間地や家族経営という言葉すら出てきません。四万十町の実態に合わない法律ではないかと私は考えております。

また、気になるのは、先ほど課長がおっしゃいましたように、生産物の直販や農業機械費用などを直接購入の奨励で、農業協同組合の実質的な農民からの離反が想定される、そういう実質的な解体の方向性を持っていると、私は見ております。

この法案は安倍政権が進めてきました、全農を株式会社化し、外資の参入を許す農協改革とあわせて、共同組合である農協、全農への介入を促進することになると私は見ております。そもそも共同組合は自主自立が基本で政府がとやかく言う筋合いのものではありません。昨年11月に協同組合はユネスコの無形文化財遺産に指定されております。全世界で展開されております協同組合の思想と実践が人類の大切な財産であり、これを受け継ぎ発展させることが現在私たちに求められております。しかし、反対に、協同組合の自主性を損なうような介入は正しくはありません。今後、こういう事態に対峙するとき、こういう観点からも批判し、農協の自主性を守れるよう具申してくださることを要請するものであります。町長の答弁を求めます。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

議員が申されましたように、今の国策として、特に農業政策については非常に私も日頃からそういったところに危機感を持っております。特に今、日本全国一律の農政の制度、とりわけ担い手の育成であったり、そういったものにおいてはなかなか我が四万十町、特に大正、十和地域の狭あいな農地の農業者に対しての政策が反映できてない状況です。

ただ、この窪川地域においては、先ほど申しいただきましたが、やはり競争力をつけるということは一定、基盤整備が進んでおるところについては、収益性の高い、やはり園芸品目の作付推進、農家所得の向上というのは一定、そういった進める方向は国の政策の中での支援をいただいて進めておるところでございますが、やはり総じていえば、そういった政策の中で、とりわけ農協の今ご提案がございましたけども、農業協同組合確か私の記憶では大原さんという方が江戸幕府の最末期のころに組合をつくって、そして近代的な、太平洋戦争のころに農業会という組織をつくって、これはどういった組織かちょっと詳細にわかりませんが、一元的に農産物を集めたというようなことが発端になっておるようでございまして、それを営々として今の農業協同組合として発展してきたところでございますので、農業者が本当にここに様々な部分の支援を受けたりしておるのが現状です。

ですから、これまでも国の与党、例えば小泉進次郎農林部会の部会長にも、またこの26日には上京して、そういった様々な要望をするんですけども、そういった事ある機会において、こういった実情を申し上げたいというように思いますし、必要においてはそれぞれの首長の連名で、今後の、例えば高知県の農業を守る一つの具申、様々な要望についてはやっていきたいと考えておるところです。

本当に今、農業も過渡期ということでございまして、今日の岩井議員のこういった本当に危機感をやらしていただきました質問を真摯に受け止めて、今後ともこれについては注視をしていきたいと考えておるところです。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。四万十町は特に家族経営が中心だと思います。それから、大正、十和に至っては本当に小さな耕作面積で収益を上げているというのが実態だと思っております。こういうところで競争力をどう高めるかという点では、本当にイメージが浮かびません。競争力というのはどうしても外国との競争に農産物はなっていくんじゃないかと思っておりますので、先ほどの視点で言いますと、とても競争力は幾ら頑張っても難しいじゃないかと思っております。

ただ、この法律の中に、中心にあるのは、農協の解体が、実質、解体へ向かっていくんじゃないかという心配があるわけです。特に農機具とか肥料とか、そういうものを従来の形で購入するよりも、新しい、流通関係を再編成するというのがこの競争力強化支援法の中心になっておりますので、実質農協が果たしてきた役割を実質奪うような形になっていくんじゃないかと思っております。

確かに今の農家にとってみたら、農協、満足している方は少ないと思っております。それを逆手にとってというのがこの法律ではないかと思っております。そういう点で、農協の自主性を守ることが本当にこれからも大事じゃないかと思っております。特に仁井田米は今、幾らでしょうか、30キロの袋は7,500円でしょうか、農協が。これはやっぱり下支えになっておると思います。実質ではもう5,000円ぐらいで取引されているということで、個人的には9,000円とか、努力して、さらには1万円台で販売しているところもありますけれども、やっぱり小規模の農家にとってみたら農協の果たす役割はまだまだ大きいと思っております。

次に、対応を検討しておく必要があるのではないかという設問でございます。農業競争力強化プログラムの底流には、民間活力の最大限の活用という表現で、規制緩和は全てうまくいくという、時代に逆行した経済理論があると見ております。くどいようですが、農業競争力強化支援法の問題点は三つあると思います。

一つは自主的な農業団体の活動に介入しているというところであります。農業者には協同組合の共同販売よりも直接販売を促進し、誘導しております。

二つ目に、農業者の農業事業に介入するものであります。第5条で、支援を受けない農業者には努力義務を課しております。

三つ目に、農村生産関連事業の再編が農村地域の経済と雇用を崩壊させる危険性があります。

これらの規制の改正はEPA、FTAなどという自由貿易のルールに合わせて変更するとしております。総理が進める岩盤規制の打破、これは多分、農地法などの改正だと思っておりますけれども、いや農産物のさらなる自由化にあわせると、農業競争力強化どころか与党議員からも農業弱体化法案だとやゆされているものでございます。

本町は農業を基幹産業に位置付けており、影響はすぐ出ないでしょうが、農協などと連絡を密にし対応策を早晩に検討しておく必要があるのではないのでしょうか。答弁をよろしく申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） お答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたが、農業競争力強化支援法の成立による本町への影響は、議員もおっしゃるとおりまだまだ不透明であろうというふうには考えております。ただ、ご指摘のとおり、本町は一次産業が基幹産業として位置付けられております。そのため、一次産業従事者にとって不利益にならないように制度の改正については注視をしていく必要があるというふうに考えております。

また、共同販売と直接販売につきましては、それぞれにメリットがあり、うまく組み合わせればまだまだどちらも伸びしろがあるのではないかとこのふうには考えております。

これからの町の農業行政の推進には関係機関との連携が特に重要であり、とりわけ農業協同組合との連携は今まで以上に重要な意味を持つものというふうに考えております。町としましては、情報共有を密にし協力体制を維持しながら、四万十町の農業振興と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） もう一度町長にお伺いしようと思っておりましたけれども、時間の関係で省略させていただきます。

農業関係は以上で、この関係の質問は以上で終わります。

次に、子どもの貧困解消についてのテーマを設けております。学力、健康と貧困というテーマでございます。

文科省の委託研究で耳塚寛明お茶の水女子大学副学長の、学力等状況調査から子どもの貧困対策についてお尋ねするものでございます。

子どもの貧困対策推進法が平成25年6月に制定されております。政府の、子どもの貧困対策推進法の大綱について、当時地方紙では本気度が伝わらないと厳しい指摘がありました。なぜなら子どもの貧困対策は貧困の根絶を目標にすべきでありますけれども、政策目標は穏やかに育成される環境を整備するだけと規定しており、貧困そのものの削減、根絶が目標になっていないという指摘があったようでございます。

2013年度学力・学習の調査結果から学習に影響を与えた要因を分析した文科省の委託研究、耳塚寛明お茶の水女子大学副学長は、次のように発表しております。

「家庭所得と両親の学歴を加味した社会経済的背景に関する項目では、社会経済的背景が低い児童・生徒が3時間以上勉強して獲得する学力の平均値は、最も高い層の、全く勉

強くないという児童・生徒の学力の平均値よりも低い」という衝撃的なものです。

報告はこういう意味で「学力格差というものは、教育問題というよりは、社会問題として把握したほうが正しいと考えます」と論じております。

例えばきちんと食事が確保されていること、また自分を表現できる服装ができること、1人になったり勉強に集中できる空間があること、本に親しんだりクラブ活動に参加できる環境にあること、家族で芸術・文化に触れたり、旅行など外の世界に触れられることなど、子どもの成長過程にどのように環境資源が用意されているかが、極めて重要だということの指摘でございます。

教育委員会としてこの報告をどういう感想をお持ちでしょうか。お聞きいたします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 教育委員会としての感想ということでございます。

まず、経済状況や家庭環境等による進学の手機や学力の差が就労、賃金の格差につながると感じており、これを防ぐためにも早期段階での対応が重要であり、経済的支援や学習面、生活面における支援などを適切に行わなければならないというふうに思っております。

教育委員会では、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援等総合的に対策を推進し、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもたちが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦することができるようにすることが大切だというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。正にそのとおりだと思います。

次に、貧困の世代間の連鎖解消について質問をいたします。

子どもの貧困は単なる経済的困窮問題ではなく、結果として子どもの未来の可能性を閉ざすことにもつながります。町長は、人材育成に四万十町の未来を切り開く資源として力を入れております、子どもの貧困対策は本町にとって未来への投資ではないでしょうか。大綱の基本方針で示されている貧困の世代間連鎖解消へ向けてきめ細かな、細やかで切れ目のない支援が求められているのではないのでしょうか。町長の所感を求めます。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

今の段階では、貧困家庭に対してこういった施策をとすることはまだ表面化してやっておられません。ただ時期時期において、出産から、そして子育て段階、さらには社会に出たときの住環境、そういった総合的な、ここで住みやすい、なるだけ家計の支援になるような取組は現在も始めたところですので、今後、だんだん、議員の皆さん方からいろいろなご提言をいただきました。さらには、そういった一定の絞った制度、施策もやっていきたいと思っておりますので、この貧困対策においてもそういった切り口の中で対応していきたいとは考えておるところです。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。

私の家庭というのは、生まれ育った家庭はあまり裕福ではありませんでしたけれども、家業が和紙の製造業やったもので、結構こき使われました。私は小学校のころは、日本地図と世界地図を見るのが本当に好きで、毎日のように見ておりました。ほんで、ページの最後のほうには産業とか生産高を円グラフに書いた資料がたくさん載っておりましたので、それもずっと目を通しよったので、自然と身についたことを覚えております。小学校3年のときに、先生がこのあたりで二毛作をやっていますかという質問がありましたので、はい、麦と米を作っております、と言うたら、先生が米を2回作ることが二毛作ですよと言うて、間違いというふうに言われまして、ああ、先生は米の二期作と間違うちゅうかなと思うんですけど、いつか正さないかんと覚えておりましたけども、先生は4年前に亡くなりました。

それから、世界地図を見よったら、大西洋を縮めると大陸がくっつく、不思議やなと思ってたところ、中学校になりまして大陸移動説を学びましてなぞが解けたことを覚えております。

私は、教育というのは本当に自然に学ぶという環境が非常に大事じゃないかと思っております。私もそういう知識というのは好きで見よっただけのことで、特に勉強した記憶はありません。

次に、就学援助制度についての質問でございます。子どもの貧困対策として就学援助制度がございます。御承知のように、就学援助制度の法的根拠としましては、憲法26条に教育を受ける権利を定め、義務教育を無償化することを定めております。教育基本法第4条は、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困

難な者に対して、市町村は奨学の措置を講じなければならない。」また、学校教育法第19条には、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とうたっております。

このほか、学校給食法第12条や学校保健法第25条に、補助や扶助がうたっております。

これらの法令が、就学援助制度の法的根拠となっているところでございます。

子どもの学力向上に貧困によるリスクの解消が重要であり、課を横断した総合的な推進体制が必要ではないでしょうか。子どもの貧困対策推進法の1条に目的、2条に基本理念、3条に国の責務が問われております。いずれも総合的な対策がうたわれております。町長も先ほど総合的などという言葉を使いましたけれども、私は、この4条には自治体の責務がうたわれておりまして、主題にありますように、学力、健康、貧困の課題を総合的に進めることが大事だと考えております。子どもの貧困対策推進法の大綱の別の指標では、スクールソーシャルワーカーの配置、就学援助制度に関する周知状況、奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち貸与を認められる者の割合と行政の実施状況が表記されていることからもうなずけます。

本町での就学援助制度の概要と、あわせて利用状況についての質問でございます。以前、NHKの報道番組で、就学援助の利用率は小中学校で16%、6人に1人の割合ですと報道されておりました。高知県は小中合わせて25.39%で、たしか全国1位だと思っております。全国、県内問わず市町村で大きな格差があると報じております。県下でも利用率32%から3%と大きなばらつきがあるようでございます。

このように、就学援助は市町村で水準が違うようではございますけれども、本町の就学援助制度の概要と、あわせて本町の就学援助制度の利用状況についてお尋ねいたします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 教育委員会におきましても、経済的な理由により就学の困難な児童生徒に対して就学援助を行っております。事業といたしましては、要保護及び準要保護児童生徒就学援助と、特別支援学級就学援助の二つを実施し、学用品、通学用品、新入学児童生徒学用品、修学旅行、学校給食、医療費の援助を行っております。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は、経済的な理由により義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費を支給するものです。この援助費の対象は、須崎福祉保健所より生活保護世帯に認定されている家庭と、これに準ずると認められる家庭で、四万十町教育委員会が認定した家庭です。前者を要保護家庭、後者を準

要保護家庭と言いまして、これらの家庭に援助をしております。

また、特別支援学級就学援助費は、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るためのものです。さきに説明いたしました要保護及び準要保護児童生徒就学援助費と二つの事業により就学援助を行っております。

次に、利用率ということがございます。まず、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費につきまして、ご説明いたします。

平成27年度ですけれども、小学校の全児童760人に対し198人、率といたしましては26.0%、中学校では全生徒数395人に対し110人、27.8%となっております。

平成28年度は、小学校の全児童717人に対し178人、24.8%。中学校は、全生徒数400人に対し109人、27.3%となっております。

また、本年度の認定状況ですけれども、小学校の全児童700人に対し158人、22.6%。中学校は全生徒数389人に対し97人、25.0%となっており、ここ2、3年では25%前後で推移をしております。

次に、特別支援学級就学奨励費ですけれども、平成27年度にこの奨励費の支給を受けた児童生徒は、小学校で9人、中学校で3人となっております。

平成28年度におきましては、小学校で10人、中学校4人というふうになっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 私の古い資料では高知県の平均が25.39%で、それから比較すると四万十町は結構高いですね、という感じで受けました。ありがとうございました。

ここで、就学援助制度の周知の仕方に工夫をとということで設問をしております。これは、土佐市のある議員がこの問題について質問したのを会議録から引用させていただいての質問でございます。そのまま読み上げたいと思います。これは就学援助制度の周知の仕方でございます。

「経済的な理由のために、児童生徒を修学させることが困難が保護者に対して就学援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的とするものです。」とあり、対象となる方として、1、生活保護を受けている家庭、2、生活保護を受けている家庭に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める家庭と説明しております。先ほど課長がおっしゃったような内容でございます。この方はある事例を紹介してございまして、こうおっしゃっております。

一方、言葉に配慮しているところでは、就学援助についての説明で、「義務教育期間中のお子さんが楽しく勉強ができるように、ご家庭の事情に応じて学習の必要な費用の援助を行っております。」となっております。そして、援助を受けることができる方として、「経済的理由により給食費などの支払がお困りの方で、世帯全員の所得の合計が下の表の金額以下の方」とあります。配布された文書で見ますと、受取方が随分違います。内容が同じでも表現が違うだけで、精神的に随分利用しやすくなるのではないのでしょうかと、この議員は申しております。「制度のお知らせは学校を通じて全生徒に配布し、申請も学校を通じて行っております。土佐市でこんな工夫をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。」と結んで質問をしておりました。

各自治体によって随分利用状況が違います。先ほど言ったように、高知県でも30数%のところから3%ぐらいのところまでアンバランスがものすごくあります。大事だと思うところはこういう工夫が必要ではないでしょうかということでございます。教育委員会としてのご感想はいかがのでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 現在のお知らせですけれども、冒頭で、就学援助の制度の概要を記載しております、文面ですが、先ほど議員紹介があったように、ちょっとかたい文面になっております。ちょっと読んでみますと、「学校で必要な費用について援助が受けられます。この制度は経済的な理由で就学困難な児童生徒に対して学用品や給食などの費用について援助を行うことにより、義務教育を円滑に実施しようとするものです」となっております。

先ほどご紹介がありました土佐市ということで、ネットのほうで土佐市の就学援助のお知らせをちょっと見てみました。そうすると、就学援助制度の前にやわらかい表現を書いております。「土佐市では、義務教育期間中のお子様楽しく学習できるように、ご家庭の事情に応じて学習に必要な費用の援助を行っております。援助の対象となる方は下記のとおり」ということで、援助制度を書いております。

工夫するとすれば、お知らせの言葉を配慮したり、あるいは内容は同じでも利用しやすい表現、先ほど議員おっしゃられたような形です。それとあと、申請のフロー図なんかも入れまして制度をわかりやすくすることも必要だというふうに考えております。

今後、お知らせの文面につきましては検討したいというふうに思っております。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

時間もだんだん迫ってきておりますが、義務教育は無償だというふうに憲法26条でうたわれております。これを生かして各自治体でいろんな取組がされております。詳しく述べられませんけれども、例えば、いの町なんかでは、全生徒に対して小学校は1,000円、中学校は2,000円の学用品代として支給しております。大月町は小中とも年間に1,000円と、大豊町では新入生の制服等の支給をしております、小学校は2万円、中学校は6.6万円というように載っております。いろいろたくさんの会費とか生徒会の会費その他いろんな条件はありますけれども、そういうところでの支給をしているところもありますし、給付型奨学金を実施しゆうところもありますし、入学準備金を支給しゆうところもあります。いろいろ工夫されておまして、これは全部、それぞれ条件があります。先ほど言ったやつは、全生徒が対象なんです。こういう形で是非とも憲法で定められる、義務教育は無償だという点を考慮して、そういう施策を講じていただきたいなと思っております。

最後に、知事の答弁からの質問でございます。2016年高知県知事年頭記者会見の教育改革で次のように述べております。

「高知県には厳しい環境にある子どもたちが多くこそが、本当の意味で根本的な課題ではないかと考えています。残念ながら家庭環境が厳しいゆえに、勉強に集中できる環境にはない。さらに言えば、そのような問題が原因となっていじめ、非行、不登校につながっていくことも多々あるのではないかと考えられます。厳しい環境にある子どもたちへの対策について、福祉の面においては日本一の健康長寿県構想において、高知家の子どもを守っていくための対策をしっかり講じていく取組を進めていきますと共に、学校におきましても、学習支援の取組をもう一段強化していく、さらにスクールソーシャルワーカー、そういう専門家の力も、助けも借りて、子どもたちに寄り添っていく対策を強化していくことが大事ではないかと思っています。」とおっしゃっています。

知事の年頭記者会見は学力向上、上げるためには子どもの貧困など根本的な、総合的な対策を講じる必要があり、その決意を示した記者会見ではなかったかと思えます。最後に、人材育成に力を入れている町長の考えと決意をお聞かせください。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

知事の年頭所感の記事も見させていただきました。本当に、高知県も我が四万十町においても様々に日々に厳しい生活環境を余儀なくされておる子どもたちもいるというように

思います。また、これは本当にそういったことで連鎖があって、親からの連鎖で子どもの教育がなかなかできない環境もあるというふうに認識しておるのでございますが、やはり近々、この総合教育会議の中でこういった、いただいたご質疑、ご提言をもとに、これからしっかり地域へ出向きまして、保護者の皆さん方、これはやはり行政と議員のレベルだけでの話じゃないというように思います。ですから、やはり当事者である保護者の皆さん方、またそれを見守るおじいちゃん、おばあちゃん、そういった方がやはり一つになって今のこの問題を直視して理解いただくと。その中でそれぞれの段階的な支援、部分部分への支援をしていくというのが私の基本的なスタンスでございますので、是非この12地区の小学校区にはなるだけ早い時期に、7月以降には出向きまして、こういったPTAの保護者の皆さん方ともこういった会議をしながら、今後、今ご提言いただきました施策等について拡充をしていきたいと考えておりますので、そういったご理解をいただければというように思います。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。この質問については、以上で終わります。

続いて、三番目に学童保育・放課後子ども教室についての質問でございます。

時間が大分迫ってまいりましたので、はしょっての質問をいたします。

この問題については平成26年の6月に私は質問をしております、本町の学童保育と放課後子ども教室の概要と現状についてお聞きしますということをやっておりますけれども、これについてはある程度わかっておりますので、ひとつ簡単にお聞きしたいということと、それから、米奥小学校のほうから、放課後子ども教室の新たな設置が可能かどうかという、ある地元の方を通じて喫茶店で質問を受けましたので、一応お聞きしたいと思います。

それから、学童保育と放課後子ども教室の目的と役割について、ある意味では明確な区別ができてない町民もおりますので、これについて報告をお願いしたいと思います。この違いについて簡単な説明をお願いしたいということです。

それから、平成27年度から子ども・子育て支援法の改定、児童福祉法の改定がされております、学童保育対策等が改定されております。前回の質問のときに、公的資格制度の創設とか、あるいは研修制度の確立、それから指導員の配置基準とか待遇改善、その他に話しの場が確立されているかというふうな質問をしたことがありますが、そ

れについてまとめて、できたら、報告をお願いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） まず、設置状況について説明させていただきます。

まず、学童保育について。四万十町では、放課後児童クラブについては、窪川小学校にうり坊クラブとして1か所配置して、児童数は51名でございます。

放課後子ども教室については、七里22名、仁井田26名、影野13名、東又21名、川口27名、口神9名、窪川62名、昭和17名、大正10名、十川20名で、計10か所、227名でございます。

続きまして、放課後子ども教室の新たな設置は可能であるかというご質問でございます。新たな設置については、5名以上の児童数の登録と2名以上の指導員の登録、これは3名以上が望ましいとされておりますが、それと、かつ保護者会の主体的な運営という要件を満たせば設置は可能でございます。

米奥小学校からの要望については伺っておりますが、設置要件等の具体的なお話はこれからでございます。協議を行い設置の可否を検討したいと思っております。

続きまして、放課後児童クラブと放課後児童教室の目的と役割、それから違いについてというご質問でございます。

まず、目的と役割ですが、放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生へ放課後の生活の場所を提供し、保育を行うということを目的とする児童福祉法に基づく厚生労働省所管の社会福祉事業でございます。

一方、放課後子ども教室は、安全・安心な子どもの活動拠点として体験活動やスポーツ、地域住民との交流活動を行う文部科学省所管の社会教育事業でございます。

続きまして、放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いについてですが、放課後児童クラブは、先ほども申しましたように、保育に欠ける小学生を対象に、原則有料で放課後児童支援員の資格を持った専任のスタッフが子どもたちの親がわりとして、家庭にかわる生活の場所、保護者にかわる生活指導、健康管理、おやつの提供を行っております。年間250日以上、授業日で最低3時間、長期休業日で最低8時間以上の開設が必要でございます。実施主体については保護者会でございます。

放課後子ども教室は、全ての小学生を対象にいたしまして、原則無料で地域ボランティアの安全管理員が子どもたちの見守りを行い、安全・安心な遊びの場所と体験活動を提供し、年間249日以内、授業日で4時間以内、長期休業日で8時間以内が実施の基準でございます。

います。費用面での実施主体は町でございますが、運営主体は保護者会となります。

続きまして、平成27年度からの子ども・子育て支援法の改正によってどう変わっていったかという質問でございます。平成27年度の改正によりまして、保育に欠けるおおむね10歳未満の小学生から、保育に欠ける小学生に、年齢要件が緩和されております。また、放課後児童支援員の資格を持った専任の職員を2名以上配置するということが必要となっております。ただ、うち1名は補助員で代替が可能ということになっておりまして、放課後児童支援員の資格を取得するには都道府県知事が実施する放課後支援員認定資格研修を修了する必要があるございます。また、補助員については、子育て支援員研修基本研修及び専門研修放課後児童コースを受けることが望ましいとされております。その他、県主催の研修会や指導員学校、県学童保育ネットワーク交流会等に参加して、研修を積んでおります。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。時間がありませんので、この質問はこれで終わりたいと思います。

最後に、四番目に高齢者安心生活支援住宅についての質問でございます。

これは、昨年10月25日に落成した金上野の安心生活支援住宅の質問でございます。これまでの生活している場から離れまして、この安心生活支援住宅へ入居されておるわけですが、衰えて、自己管理ができなくなったのが条件ですよといながら、いつまでもおれないという、難しいような、先が見えない中での居住の、移動せないかんという問題が非常に私にとっては気になっているところございまして、これまで、あっさり言いかして、そのときのフォローをどのようにしているのかと。例えば、入居して今度出ていかないかんようになる状況になったときにきちっとフォローができているかどうか、これについての質問が、質問の一番大事なポイントございまして、まず、現在4名が入っているということを聞いております。今、相談員が中におりまして、1日に4時間いろんな相談とか、いろんな世話をしておるそうですけれども、高齢者というのは、衰えが来て、予期せんスピードで来るわけで、いろんな問題が、本当に予期せん問題がいろいろ起こると思いますけれども、これまでいろんな要望を受付したことがあると思いますけれども、そういう仕組みの、そういうような改善の仕組みはどのようにされているかということ、これまでどういう事例があったのか、構わない範囲で、お答えしていただきたいというよ

うに思います。

それから、最後に、いつまでもこの住居にはおれないというふうに思うわけです。体がものすごく衰弱していった場合に出ていかないかんというときに、この人たちの終の住みかはどのように考えているのかと。安心生活支援センターという名前であつられて入ってきて、今度衰えていったら出ていかないかんという、その難儀さがあるわけです。そこあたりをどのように考えちゅうのか、是非お答え願いたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

入居者の見守りとかいう相談業務というところになるうかと思えます。先ほど管理の方がおられるというところでありましたが、その方が非常に熱心に関わってくれておられて、管理の方からは業務日誌も届きますし、日々の見守りの中で気になることがあればすぐ健康福祉課に連絡をしてくれておるところです。今までの例というところで言いますと、入所当初は自炊ができるということでありましたけれども、ちょっと自炊がしんどいということで配食のほうにつなげたこともございます。

それから、要望に関しましては、まだ入居しましてそれほどたっておりませんので、多くあるといったような状況にございませんけれども、施設の裏側には碎石が敷いてありまして、そこからの出入りもしている方もおいでるようで、その方が手押し車が押しにくいので舗装してくれとか、細かいところで言うたら網戸から虫が入るといったところがあります。それから、溝に泥がたまっちゃうというところもありまして、泥上げなどは先日もさせていただきましてけれども、お金のかかるところはすぐということにはなりませんけれども、できることからまず対処をしまして、住環境の整備等必要度の高いところは改善したいというふうに考えております。

また、退所後のというところでもありますけれども、先ほど申し上げましたが、管理の方から日誌や日々の連絡というふうに入ります。入居される段階で地域包括センターの職員が調査に行っております。そういうことで、本人の状況等、把握も最初からさせていただいておりますので、日々、日常生活を送っている中で変化があれば早いうちからフォローができるというところで、早い段階から関わることもできます。それで、状況に応じまして、介護認定が必要であれば申請を受けて、それから医療が必要であれば医療につなげる。それから、介護が必要であったら、介護施設へつなぎをするということで、そのように普段から見守ることで、退所後における支援も早い段階からできるというふうに考えて

おります。

終の住みかにつきましても、早い段階から支援ができて、関わることができますので、そういうところへつなげることができるというところで考えておるといふところですね。

以上です。

○7番（岩井優之介君） 以上で、時間が来ましたので、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（酒井祥成君） これで7番岩井優之介君の一般質問を終わります。

2時15分まで暫時休憩をしたいと思います。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番緒方正綱君の一般質問を許可します。

4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 私で、今議会の一般質問、最後となります。何分眠気を引き起こす時間帯ではございますが、もう少しでございます。お付き合いのほど、よろしく願いをいたします。通告書に従って質問をまいります。

今回は、中等教育の中から中学校の部活動について、もう一点は防災危機管理の中で台風シーズンに向けて災害対策は万全かということで通告をしております。

まず一点目の、中等教育の部活動の在り方についてお伺いをいたします。

最初に、本町の教育委員会事務局の役割、職務について、職務権限も含めての答弁をお願いいたします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 教育委員会ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で職務権限を規定されており、国が設定している教育課程の基準に基づいて各学校で教育課程が正しく行われているかを管理または監督、指導すると共に、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されており、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて事務を執行しております。

本町の教育委員会には学校教育課と生涯学習課を設置しており、学校教育課では教育委

員会の会議、学校の設置管理、教科書、学校給食、就学援助等学校教育に関する事務事業を行っております。

また、生涯学習課では、保育を始め、生涯学習の計画推進、施設整備、国際交流、人権教育、文化財の調査・保存活用、町民スポーツの推進等、地域の方々が生涯にわたって行う学習、文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティア活動等に関する事務事業を行っております。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 今、担当課長からの答弁でございましたが、本町の教育委員会としての職務はおおむね学校の設置、管理、それから教科書、学校給食、就学援助等学校教育に関する事務事業に関する事、また社会教育その他、教育、文化に関する事務事業を管理、執行しているというような内容、答弁でございました。

今答弁をさせていただいた中で、学校教育にどのように関わっているのか、特に中等教育についてお伺いをいたしますが、初等教育から高等教育に移る段階での準備期間として中間教育的な役割を果たすのが中等教育でございます。中等教育は前期と後期に区分をされ、前期は中学校、後期は高校と区分をされているようですが、その中で、前期の中学校の区分について、教育委員会としてどのように関わっているのか。お伺いをいたします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 中学校への関わり方とご質問でございます。

中学校との関わり方ですけれども、学校の管理、教職員の研修、児童生徒の就学、校舎等の施設整備という形につきましては、小学校と同じです。ただ、中学校では、教育活動の一環としての部活動、そして議員おっしゃられましたように高等学校との連携教育などにも関わっております。

まず、部活動につきましては、スポーツや文化及び科学等に親しみを持ち、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、教育活動の一環として位置付け、各中学校の文化部、そして運動部を支援しております。

また、高等学校とのつなぎ、いわゆる連携につきましても支援をしております。大正、十和地域におきましては、四万十高校と地域内の中学校との教員交流と異校種間交流を継続し、高等学校への接続がスムーズに行われるよう連携型中高一貫教育を推進しております。窪川地域におきましても、窪川高校と各中学校の交流、ボランティア活動や部活動などを支援しております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 答弁をいただきましたが、小学校と違って、中学校では教育の一環として部活動や高校との連携教育に関わっている、また教育活動としての位置付けの中で中学の運動部、文化部の支援をしていると、ほかにもありますが、教育委員会として多様な角度から関わっていると理解をいたしました。

今の二つの質問は、本町の教育委員会の役割、それから職務権限、また学校への関わりということについて形式的な質問をしてまいりました。いわば前段での質問ではございますが、ここから今回の質問の本題に入ってまいります。

全国的に見て部活動に参加をしている生徒の割合というのは、中学校では9割、高校では8割というのが、部活動の現況のようでございます。部活動をするのが当たり前という傾向にある中で中等教育における中学校の部活動の意義、そして中学校教育の中での位置付けについてどんな見解を持っておられるのか、また部活動に期待をするものは何かということ町長、教育長に見解を求めたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

部活動に期待をするものというところもございまして、意義というところもございましょう。私も中学校、高校と陸上部ということでありまして、当時は根性論、部活動を通して忍耐力をつけるイメージというものが非常に強くあったわけでございますけれども、現在のように科学的根拠もない中で非常に長距離のほうもやっております、のどが渇いたり水が欲しいということもございましたけれども、そういうこともなく、また練習で、今ではやってないと思っておりますけれども、ウサギ跳びということなども行いまして、体のほうも鍛えておったわけでございます。同級生や先輩方、後輩ともに厳しい練習に明け暮れておりましたけれども、有意義な学生生活を送ったということが懐かしく思い起こされるわけでございます。

そういった中で、部活動につきましても、礼儀やマナー、規律など人として必要なことを体得して、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育てまして、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などが育成をされ、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる、大変有意義な教育活動であると思っております。

また、達成感や喜びなど部活動を通してやりがいを見つけ成長をすることを実感することが自信につながりまして、社会に出たときにも役に立つということで思っておるわけでございます。また、お互いを思いやる心や人間関係をはぐくんだりする効果も期待できるということで考えておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私にも答えろということでございますので、お答え申し上げたいと思います。

基本的には教育長が申し上げたとおりだと思いますけども、私の立ち位置から申し上げますと、やはり文武両道といいまして、やはり学習は体力から、体力は学力からみたいところが、相関関係にあるというように思っております。自分も小中学校、特にここに目の前におります古谷議員が柔道部の先輩でございまして、非常に怖い先輩でございましたけれども、そういった意味での忍耐力とか上下関係の厳しさとか、そういった面を学んだ記憶があります。

また、社会人になって、自分の子どもたちがサッカーという部に関わらせていただいて、そのコーチングの役をやらせていただいたんですが、やはりスポーツにおける子どもの連帯感、そして組織力、さらには様々な運営の自分の意思の固さ、意思決定ができるような、そういった場面場面においての様々なスポーツの良さがあります。

ただこれは体育系だけではなくて、やっぱり吹奏楽であってもそうですし、美術部であってもそうです。やはり子どもの、たくましく伸びる、そしてまた自分の芸術的なセンスを生かす、また伸ばしていくという部分においては学校の授業以外のこういったスポーツ、さらにはクラブ活動は非常に子どもの成長には必要だというふうに思っておるところです。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 教育長から、町長から、中学校の部活動の意義について見解をいただきました。ほぼ私の部活動に対する価値観、意義と一致するところがございます。

その中で、私が思うその部活動の一番の意義というのは、将来1人の人間としてしっかり成長していける土台づくりの場である。教育課程の中の授業では得られない、経験できないことを通して、ルールを守り、常識、そして良識、そして何より相手の立場になって考える、思いやりの心、おはよう、ありがとうと言える人間、その子どもたちが将来、社会の

中でしっかりと自分の存在感を示すことができる人間に成長してくれる、その過程を担う役割に大きく貢献をしているのが部活動であり、人間育成の場として大変意義のあるものだと考えております。そういった意味合いにおいても、部活動の教育的意義というのは大変大きいものがあると思います。

これは、誰もが評価を認めるところではありますが、一方、その反面、顧問の先生には大変大きな負担となっていることも事実でございます。悩ましい現状として浮かび上がってきております。

また、練習時間が長時間に及んだり休日が全くないという部活もあり、生徒も先生も疲労が蓄積をし、学習面にも影響が出るなど弊害が生じ、部活動の在り方が大変問題視をされているところでもあります。

4月29日の高知新聞で、部活動に対して県の教育委員会の方針が示されておりました。その記事の内容として、県教委は運動部活動の適切な運営のため、公立中学校、高校に対し週1日以上休養日を設定するよう通知をしたということです。運動部活動をめぐっては教育的意義は評価される一方で、過度な運動や教員の負担が問題になっておりますが、本町の教育委員会として、部活動がもたらす弊害についてどう理解をされた把握をされているのか。また、その対策、あるいは現場への指導はどのようにされているのか、お伺いをいたします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 部活動の弊害ということでございます。

部活動は教育活動の一環としては大変有効なものだと理解しておりますが、良いことばかりではないというふうに考えております。例えば生徒については本来自主自発的な活動となるようにすべきであり、生徒本人の意思をしっかりと反映していくよう、決して強制的な入部や精神的なものを含めた苦痛、いわゆる体罰を与えることなどはあってはならないものだと思います。特に運動部におきましては、長時間の練習、過度な運動などを継続すると、やはり成長期でもありますし、疲労の蓄積によるスポーツ障害を引き起こすおそれも心配されております。

このような部活動の弊害にどのような対策ということでございますけれども、平成26年3月に高知県教育委員会事務局・スポーツ健康教育課が作成しております運動部活動全体計画ハンドブックを各学校に周知しまして、運動部の運営方針であります、ゆとりある運動部活動と学習の両立を特に注意していただくようお願いしております。

なお、国では、本年度、平成29年度に、仮称ですけれども、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定することとなっております。

また、県教育委員会はその動向を見つつ、改めて望ましい運動部活動に関する県の方針を示す予定となっております。

本町の教育委員会としてもこれらを踏まえた形で課題等に対応することにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 現場への指導というのはどうされているのかということで、お答えがなかったような気がいたしますが、もう一度お願いします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 特に現場においてどうこうせよとかいう話はしておりません。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 日本の中学校教員というのは世界一忙しいと、これは経済協力機構の調査で明らかにされておりますが、授業に充てている時間は平均的ではありますが、事務的作業のほか、部活動の指導が長時間労働に拍車をかけているというのが実態だと考えられております。そのため、放課後も、それから翌日の授業の準備時間が十分にとれないばかりか、土日も休めない。また、学校が小規模化をすると、先生の数も少なくなり、そのために経験をしたことのない競技の顧問を引き受けざるを得ないといった実態もあるようでございます。部活動を持つ教員の時間外は果たしてどれぐらいなのか。部活を持たない教員と比較した場合どうなのか。その点について答弁をください。また、それと学校現場からもそういった不満の声というのはないのか。併せてお伺いをいたします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 部活動の顧問となる教員については、当然指導時間等で負担が増えます。ちょっと聞き取りをしましたがけれども、町内の中学校では文化部では平均1日1時間30分程度、運動部では2時間30分程度の練習を行っており、休日は4時間ほど練習をする場合もあるようです。また、大会とか近づく連続した練習も行われておるようです。練習時間の全てにおいて顧問の教員が指導するわけではないにしろ、教員にと

ってはかなり多忙感を感じておるのではないかというふうに考えております。

学校、教員からの不満は出てないのかというご質問でございますが、特に学校現場からの不満は聞いておりません。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） そうですね。部活の顧問の先生の時間外は通常の顧問を持たない先生よりは、細かい計算は抜きにしまして、大体私も計算をしましたら、大体2時間半程度なのかなと。年間で650時間から700時間、それ以上に及んでいるというのは、私の計算でもわかっておりますが、実際に学校現場からの不満というのは教育委員会として本当に聞いていないのか。再度答弁をお願いします。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

学校現場のほうから不満の声は届いてないかということでございまして、学校のほうへも私も足も運んだりとか、いろいろ学校訪問ということもあったりもするわけでございますけれども、中で不満の声というのは届いておりません。先生もクラブ活動は受けたからにはやらなければいけないというような意識の中でやっておられるかとは思いますが、本当に大変な時間をとっておるかと思えます。そういった点ではご苦勞をかけておりますけれども、不満の声というところは私のほうには上がってきてない、聞いていないというところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 私のほうにはぼちぼち上がってきておりますので、今回この質問も差し上げたわけですが、私、学校現場の中でトップ、校長先生とかそういうところだけの、例えば話でこれが終わってるんじゃないかと、そういうような気もいたしますので、そこら辺が教育委員会として調査、実際の現場の声を聞くと、やっぱり顧問の先生というのはかなり負担がかかっておりまして、次の日の準備、これだけじゃなくて、自分たちがやりたい、受けた研修とかそういうところまでかなり影響が行っているみたいでございます。全部の部活の顧問がそうであるかというのは私も何人かに聞いた話ですので、これが実態かどうかというのはわかりませんが、そこら辺はまた調査もしていただきたいというふうをお願いをしておきます。

次の質問に移ります。

本町にある中学校、高校の部活の数は幾らあるのか。この点についてお伺いをいたします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 部活動の数ということでございます。本町には中学校が5校ありまして、運動部は合わせて21、文化部は4となっております。また、高等学校は2校で、運動部は11、文化部は11あります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） ありがとうございます。この部活の数については前もって資料もいただいております。窪川中学校に運動部が12、それを除けばあとの4校は2ないし3です。以前はもう少しその部活動の数もあったはずですが、現在は減少をしております。

高校においてはさらに少なくなってきております。これは少子化の影響でしょうが、部活動の課題の一つに、少子化による部活の存続も課題に挙げられると思います。小学校、中学校の統合問題も視野に入れておく必要があるかと思いますが、学校再編成計画へどう取り組んできたのか。また今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをさせていただきます。

少子化による部活の存続、中学校でいいますと、学校が5校ということになってくるわけでございます。そういった中で、人数的にも一番大きいのは窪川中学校ということにはなるわけでございますが、窪川中学校においても人数のほうはかなり少なくなっているという現状もございます。

そういった中で、一緒に、部によっては、例えば窪川中学校だけとか北ノ川中学校だけとか、単独で部活動がなかなかできない、できないというよりも試合に出られないというような現状も実際に出てきておるわけでございます。

そういったところを考えますと、できるだけ自分の中学校でチームを組んで、あるいは単独で、個人競技であればもう個人でということにはなりますけれども、そういう形が一番望ましいとは思いますが、団体競技とかその種目によってはなかなかそれもままならない、厳しいという状況が見えてきておるのが事実でございます。

そういった中で、その部活動の在り方ということも、先ほど言った統合問題もというこ

とでありましたけれども、やはり今から先の推計、あるいはその部活動の数というところもあります。今のままの部活動の数をそのまま例えば維持できるのかということも含めて、総合的にまた考えていく必要があるであろうということだと思っておるところでございます。

そういったところで、総合的にそういった在り方をまた考えていくような時期になってきたなということだと思っておるわけでございます。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） そういったところでまた検討もしていただきたいと思います。

次の質問です。部活動による弊害の対策。先ほどの部活動の弊害の対策という点で、似通っておりますが、多少意味合いが違うのかと思いますので質問をいたしますが、県が行っている外部アドバイザー（技術指導員）の制度についてどのような見解を持っているのか、お伺いをいたします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 外部アドバイザーについては、生徒の技術力の向上と教員の業務負担の軽減を図ることにおいては大変有効だというふうに考えております。国においては、外部人材が部活動の指導や生徒を大会に引率できる部活動指導員、いわゆる外部アドバイザーを制度化しております。現在、四万十町ではこのような部活動指導員は導入しておりませんが、高知県の運動部活動サポート事業を利用し、運動部活動支援員を窪川中学校と北ノ川中学校にそれぞれ1名配置しております。この県の事業ですけれども、専門的な技術指導力を備えた適切な指導者を派遣し、部活動の活性化や充実を図ると共に学校と地域社会の連携を促進するということで、うちのほうは取り入れております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 昨日、私がお昼にテレビを見ておりました、県外の高校でコーチによる、ある運動部ですが、体罰事件ということが放映をされておりました。そういったことも含めて外部アドバイザー、これを受け入れる場合こういったことが懸念をされるのか。その点についてお伺いをいたします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 議員も見ました体罰のシーンですが、昨日のお昼とまた今日もやっておりました。たしか茨城のほうのサッカーだったと思います。かなりしつこ

く生徒に暴力をふるっていったような感じが見受けられました。

外部アドバイザーにつきましての、弊害と思われるということですが、まず学校教育の立場から外れ、勝利至上主義に偏った指導が考えられます。これはより多くの練習量を生徒に課し安全面を後回しにすることや、いわゆる先ほど教育長もおっしゃいましたが、根性論で生徒に負荷を与えてしまう。また、顧問との指導方法が違っているとトラブルの原因になってしまう。あるいは体罰やセクハラ、そして長くそのクラブに在籍すると権限が強くなってしまうということなどが考えられると思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 今、答弁の中で勝利至上主義みたいに偏った指導、過重な練習量や時間によってバランスのとれた生活への障害やスポーツ障害が起りやすいという答弁がございました。体罰といった誤った指導の危険性もあるということで、弊害が出ておりますが、これは外部アドバイザーだけでなく、部活動の顧問、これも全く同じ考えであろうかと思えます。教育委員会としてしっかり指導する体制ができているのかどうか。そこら辺が必要と考えるところでございますが、部活動の在り方について、最後の質問になりますが、部活顧問の種目に対する専門的知識、指導技術の不足、これを補う対策として外部アドバイザーの派遣があります。ありますが、地域力で補うということも大切なことだと思います。学校からの地域に向けての情報発信というのが閉鎖的ではないかと私は感じるわけですが、ボランティアの外部アドバイザーが、地域の中でそういった人材は見つかると思うんですが、教育委員会に対して学校側からのそういった要請とか情報発信はあるのか。あわせて地域における外部アドバイザーを検討してみてもどうかと思えますが、考えをお聞きいたします。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをさせていただきます。

本当に部活動、初めからいうと、議員の申されたように意義もいろいろございます。弊害もございます。そういった中で、国のほうも一定今年調査もしてガイドラインというところも出てくるわけでございますけれども、本来であれば、部活動ができる教員が配置をされていくというのが一番望ましい形ではなかろうかと思っておりますけれども、ただ、教科の関係等もあり、現実的になかなか保護者の求める顧問の配置ができていないというのが現実的のところでございます。配置をされても、継続性ということから考えますと、

数年でまたかわっていく、異動があるということでございまして、それと、私も現場のほうの声はないということで先ほど答弁をさせていただきましたが、現場は本当に大変なところは私も承知はいたしておるところでございます。

そういった中で、教員の負担の軽減というところも図りつつ、部活動の指導を充実していくというためには、先ほど議員申されたように地域の力、ボランティアとかいうところでの外部アドバイザーというところがあるかと思えます。地域でのそのスポーツの指導経験者であるとか、引退したそういった経験をされた方であるとか、運動を持続しておった方、あるいは現役の方がどこまで関われるかということもあるかもしれませんが、そういった方、地域の幅広い協力ということになるかと思えますが、やはりそういった方々の力も借りていかなければいけないようになってきておるかなと思えます。部活動の指導、また顧問、単独での引率等を行うことができる環境整備を整えていくということが大事であろうと思えます。

そういった中で、例えば外部アドバイザーというところを探さなければいけないという実態は、先ほど課長のほうからも答弁もちょっとあったことでありますけれども、そういう実態が実際出てきております。そういったことで、いろいろと講師を探すに当たって情報発信が不足しているのではないかと、閉鎖的でないかというところのご質問であったかと思えますが、そういったところも中学校のほうとも、どういう形をとりながら地域の方々、あるいはそういった関わりの方々を探していくのか、これは学校現場だけではなしに、やはり地域の方々からもいろいろ情報も共有させていただいて、また情報もいただいて、そういう外部アドバイザーというところをできるだけ四万十町の中で、四万十町の子どもを四万十町のそういった外部アドバイザーで育てていくと、我がまちの子を自分たちで育てるというところの力を地域のほうからも借りまして子どもたちを育てていきたい。また、部活動の意義も含めて、そういう指導ができていく体制というところをまた考えていけたらということで思っております。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 教育長のほうから答弁をいただきました。先ほどの質問で、私が、なぜ学校側のほうの情報が閉鎖的ではないのかという質問をいたしました。これは実はある学校で、四万十町です、高校か中学校かは申しませんが、4月の終わりか5月の初めごろに、実は、町外の方から私のほうに連絡がございました。外部アドバイザーを四

万十町のほうである部活に適切な人材はいないのかということで電話がございました。私には忙しいのでやれというような話には多分ならなかったのですが、ほかの方を紹介してほしいという電話がございましたが、これはとりもなおさず学校側が例えばその地域に対してもう少し情報発信をしていくような体系であれば、まず町の教育委員会なりにやはり発信をして、こういう方を探しているんだが、いないんだろうかというようなことがあってもいいのかなと。私も後から考えて、いきなり県へ行ったのかということで、私も憤りではないですけども、実際に今、その方がこの運動部活動サポート事業というのをを使って外部指導、派遣で来ておられますが、そこら辺がいきなり県へ行くんじゃなくて、やはり地域へ落としていくという、その学校の体制がちょっとできていないんじゃないかと、そういう意味で閉鎖的という言葉を使わせていただきました。

これはだから、先ほど教育長も言われましたように、やっぱり地域から登録制とかそういうのをを使って人材を集めてくると、それで、いろんな種目のやはり経験者とかそういう者は必ずおるはずですので、広い四万十町ですので、そこら辺をやはり教育委員会、それから学校側と、そういうところの連携もとりながら進めてもらいたいということをお願いをしておきます。

以上で、中学校の部活動の在り方についての質問を終わります。

続いて、防災危機管理について質問をいたします。

吉見川の浸水対策の現況はということでお伺いをいたしますが、吉見川浸水対策調整会議、平成27年5月の第3回の調整会議において町と県の役割分担が決定をし、吉見川の右岸左岸の内水対策については町、外水対策は県ということで決定をしております。町が受け持つ左岸の内水対策について、休耕地を遊水池にしてポンプと遊水池で内水をはかすという案が最適ではなかろうかという答申も出ておりますが、そういう計画で進んでいると思うのですが、測量、それから詳細設計、用地の確保、また国の予算の割当てと今の現況についてお伺いをいたします。

○議長（酒井祥成君） 建設課長吉岡孝祐君。

○建設課長（吉岡孝祐君） お答えします。

今年度、町の予算額どおり、国の予算の割当てがありまして、現在交付申請中で7月中旬には交付決定がいただける予定となっております。なお、交付決定後はポンプ場、遊水池の詳細設計、所有者の了解を得て、用地測量、地質調査業務と進めていき、早い段階で用地買収へと進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 現況ということの確認でお聞きをいたしました。

続きまして、吉見川の右岸の外水対策について、これは県が進めている琴平谷川、町管理河川の護岸の低い部分をかさ上げをするバック堤方式、この工事について現在の進捗、計画に対しての進捗状況をお伺いいたします。

○議長（酒井祥成君） 建設課長吉岡孝祐君。

○建設課長（吉岡孝祐君） お答えします。

バック堤工事の進捗状況について、四万十事務所に聞き取りした結果、現在の進捗率は35%で、本年度は85%まで施工を行い、平成30年度末で完了する計画となっております。

なお、吉見川ですが、吉見川のフラップゲート設置工事については、昨年度で全て完了しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 吉見川についての質問、最後です。

ソフト面の対策の現状、これもお伺いをしておきたいと思います。ソフト面については、県が設置をしている水位計や水位板、また町が設置をしているケーブルテレビのモニター等、それと周辺住民への情報提供、避難準備体制についてお聞きをいたします。

ソフト面について、これで完成と、準備完了という判断には、いつの災害においても100%ということはないとは思いますが、現在の整備、設備の状況、情報の提供、周辺住民への周知等の答弁で結構でございますので、お答えを願います。

○議長（酒井祥成君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） それでは、私のほうからソフト面の対策の現状ということで説明させていただきます。

まず、国が設置しています水位計、水位板等について、四万十町に関係するものについて説明いたします。

まず、水位計です。これはデータとして、情報管理ができる水位計になりますが、大井野、大正、仁井田、平串の4か所となっております。それと新たに松葉川の栗の木橋に設置されておまして、これにつきましては、本年度の秋ごろから県の防災システムのほうで確認ができるという予定と聞いているところでございます。

次に、水位板でございます。これは橋げたなどに目盛りをつけている部分ですが、目視

という形になる分でございますが、これは県の水防計画により確認できたもので、大井野、それから大正の田野々、大正吾川、仁井田、平串、そして新たに吉見川と四万十川の合流付近、そして松葉川栗の木橋を含めまして7か所に設置されているところでございます。

そして雨量計、こちらデータ等で確認できるものでございますが、これにつきましては、七里、窪川、大正、昭和、十川に8か所と、それから上流域、津野町船戸、それから中土佐町大野見に3か所設置されているところでございます。

水位計、雨量計の情報につきましては、県のホームページ、それから県の防災システムで確認することができる場所です。町といたしましても、現在設置されているこれらの施設の情報をフルに活用して、気象情報等もあわせて早めの情報収集、防災対策に努めていくということにしております。

次に、河川等の監視カメラについてですが、平成27年度に2か所増設し、現在町内16か所に設置されております。そのうち、河川関係が12か所となっており、ケーブルテレビ、それから町のホームページで見ることができます。

そのほかにも、緑林公園裏山には災害対策本部の監視用として新たにカメラも設置しているところでございます。

そのほかにも、防災マップの配布、それから国土交通省中村河川国道事務所との連携協力といたしまして、ポンプ車の借用、それから災害対策本部への職員の出向、そして消防団による水門の定期的な点検や土のうの事前配備、それから夜間対策としてスポットライトの設置等を行います。それから増水時においては、町の職員や消防職員、消防団員による早めの監視など監視体制の強化も図っていくとしております。

次に、周辺住民への避難等に関する情報の提供、周知の方法といたしましては、屋外放送、広報車、携帯電話へのエリアメール、ケーブルテレビのL字、文字放送、町のホームページなどにより行うこととしております。また平成27年度からは、河川監視カメラチャンネルのほうで屋外放送の内容も聞き取ることも可能となっております。そのほか、報道機関などにも情報の提供を行っているところでございます。

特に避難情報の発令については、早めの避難や夜間などを避けた安全な避難行動をとれるよう、気象情報や河川の水位など総合的に判断して避難情報を出していくということに心がけておるところでございます。

以上、ソフト面などの対策について説明させていただきましたが、最後に、台風シーズ

ンに向けての対策は万全かというところでございますが、現在、今後、吉見川の浸水対策も進められていくこととなりますが、災害対策本部としての的確な情報の収集、情報発信、そして発災後の対策など関係機関とも連携を図り、防災体制、本部機能の充実など、梅雨入りもいたしました、これから、そしてこれから台風期を迎えるに当たりまして、人命の保護を第一に考え、万全を目指し、防災体制の一層の強化を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 危機管理課長のほうから答弁をいただきました。これから台風シーズンに向けて災害に対して、やっぱり安全を目指す体制で臨んでもらいたいということをお願いいたしまして、この質問は終わりにしたいと思います。

大体これで私の一般質問は終わりとなりますが、冒頭にも申しました、中学校の部活動の在り方につきましては、教育委員会はこれはもちろんのことでございますが、地域全体で協力もし合って取り組んでいく問題でもあります。町民の皆様の協力もお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（酒井祥成君） これで4番緒方正綱君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。3時15分まで休憩したいと思います。

午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第2、陳情第29-3号「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書、日程第3、陳情第29-4号国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める陳情書、日程第4、陳情第29-5号「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める陳情書、日程第5、陳情第29-6号特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情書、日程第6、陳情第29-7号「給食費の無償化」をもとめる陳情書、以上、陳情5議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

14番教育民生常任委員長武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 陳情審査報告書。四万十町議会議長酒井祥成様、平成29年6月14日。教育民生常任委員長武田秀義。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をします。

受理番号、陳情第29－3号です。付託年月日、平成29年6月7日。件名、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書。審査結果、趣旨採択すべきものと決定。全員一致です。

続いて、陳情第29－4号。付託年月日、平成29年6月7日。件名、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める陳情書。審査結果、不採択すべきものと決定。全員一致であります。

続いて、受理番号、陳情第29－5号。付託年月日、平成29年6月7日。件名、「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める陳情書。審査結果、趣旨採択すべきものと決定。全員一致です。

続いて、受理番号、陳情第29－6号。付託年月日、平成29年6月7日。件名、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情書。審査結果、趣旨採択すべきものと決定。全員一致です。

続いて、受理番号、陳情第29－7号です。付託年月日、平成29年6月7日。件名、「給食費の無償化」をもとめる陳情書。審査結果、不採択すべきものと決定。全員一致であります。

委員会審査結果の報告書、教育民生常任委員会。平成29年第2回定例会。

陳情第29－3号、平成29年6月7日付託。件名、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書。説明者はありません。

審査結果。意見として、平成27年9月議会及び28年6月議会でもほぼ同じ陳情があった。平成27年には国に対する意見書を提出し、28年には趣旨採択となっている。昨年、一昨年の協議内容、意見を参考に見ているが、ほぼ同じ意見である。陳情の趣旨に賛同はするが、一昨年意見書を提出しているので今回も趣旨採択とするべきだ。審査の結果、趣旨採択（全員一致）。反対意見はなし。

陳情第29－4号、平成29年6月7日付託。件名、国の教育予算を増やして「高校無償

化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める陳情書。説明者はなし。

審査結果。平成27年9月議会及び28年9月議会で不採択との審査結果を出した陳情とほぼ同じ内容だ。昨年、一昨年議論と同じく、生活保護世帯や非課税世帯など低所得者への高校生奨学給付金制度はあり、一定の配慮はなされている。国の予算を考えると一律の無償化についての採択は難しい。審査結果、不採択（全員一致）であります。反対意見はなしです。

陳情第29－5号、平成29年6月7日付託。件名、「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める陳情書。説明者はなし。

審査結果。平成27年9月議会で不採択、平成28年9月議会で趣旨採択とされた陳情とほぼ同じ内容である。給付制奨学金の拡充は望ましいことだが、予算もかかることから陳情の趣旨に賛同する趣旨採択とすべきだ。審査結果、趣旨採択（全員一致）で、反対意見はなし。

陳情第29－6号、平成29年6月7日付託。件名、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情書。説明者なし。

審査結果。平成27年9月議会、28年9月議会にもほぼ同じ内容の陳情が提出されている。平成27年9月議会では採決し、国に対する意見書を提出した。平成28年9月議会では趣旨採択としている。陳情の趣旨については賛同できるが、一昨年意見書を提出しており、今回は昨年と同様に趣旨採択とすべきだ。審査結果、趣旨採択（全員一致）、反対意見はなし。

陳情第29－7号、平成29年6月7日付託。件名、「給食費の無償化」をもとめる陳情書。説明者なし。

審査結果、平成28年6月議会で不採択とした陳情とほぼ同じ内容だ。前回の協議と同様、全ての自治体の食材費分を国の負担として求めていくことは、国の財政を考えると無理がある。審査結果、不採択（全員一致）、反対意見はなし。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより、教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第29－3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、陳情第29－3号「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は趣旨採択です。

陳情第29－3号「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、陳情第29－3号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

これより陳情第29－4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、陳情第29－4号国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

陳情第29－4号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める陳情書を、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立少数です。賛成者、岩井優之介君、西原真衣君。したがって、陳情第29－4号は委員長の報告のとおり不採択にすることに決定しました。

これより陳情第29－5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、陳情第29－5号「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は趣旨採択です。

陳情第29－5号「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める陳情書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、陳情第29－5号は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

これより陳情第29－6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、陳情第29－6号特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は趣旨採択です。

陳情第29－6号特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、陳情第29－6号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

これより陳情第29－7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、陳情第29－7号、「給食費の無償化」をもとめる陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

陳情第29－7号、「給食費の無償化」をもとめる陳情書を、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立少数です。賛成者は、水間淳一君、岩井優之介君、西原眞衣君。したがって、陳情第29－7号は委員長報告のとおり不採択にすることに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第7、発委第1号、四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

12番議会運営委員長堀本伸一君。

○議会運営委員長（堀本伸一君） それでは、報告をいたします。

発委第1号。平成29年6月14日。

四万十町議会議長酒井祥成様。提出者、議会運営委員長堀本伸一でございます。

四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出をいたします。

四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

四万十町議会の議員の定数を定める条例（平成21年四万十町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正文、本則中「18人」を「16人」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、この条例施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する、ということでございます。

新旧対照表は下記のとおりであります。目を通していただきたいというふうに思いま

す。

次に、四万十町議会の議員定数調査報告書であります。

報告をいたします。

一昨年の議会改選後の3月に、議長より議会運営委員会に対し議員定数の調査・検討を行うよう諮問を受けました。

これに対し、議会運営委員会では、昨年8月に各委員会に分かれ地域聞き取り調査を実施すると共に、議員定数に関する取組の先進地である石川県能登町・加賀市議会及び梶原町議会を視察研修し、9月には全議員から意見聴取を行い、その後議員定数に関する検討委員会を3回実施し議長に対し、次回の選挙より議員定数を18人から16人に削減する条例改正を、今期の6月定例会に提案することの答申を行い、本日、条例改正を提出いたしました。

今回の議員定数削減に対しては、年々減少している四万十町の人口減少と議員定数とのバランス、議会の機能を果たすための議員の人数や報酬の在り方、次の世代を担う若い人が、出馬への意欲、議会議員になったときの議員の身分保障に関する環境づくりへの配慮。

また、議員定数削減だけでは、議員活動に支障が生じ議会が弱体化するので、減少する分については議会の充実強化を行う必要性など、多岐にわたり協議・検討を行いました。

その結果、次回の選挙より定数を2削減し16人と決定したことに伴い、四万十町議会の議員定数を定める条例の改正を行うこととしたものであります。

以上。

平成29年6月14日。

四万十町議会運営委員会委員長堀本伸一でございます。

最終ページの中で、四万十町議会の議員定数調査資料として経過を報告したいというふうに思います。

平成29年6月14日です。

諮問、これは平成27年3月9日、議員定数及び議員報酬について議長より議会運営委員会に対し調査・検討の諮問を受けました。

聞き取り調査、平成28年8月4日、同年8月9日です。地域聞き取り調査を行っております。総務・産業建設常任委員会、教育民生常任委員会でございます。対象地域が松葉川地区ということでございます。

先進地の視察研修、平成28年8月25日、同年8月27日、これは県外でございますが、先進地視察研修、石川県の能登町・加賀市等へ行っております。議員定数削減、4人減という現状についてと、次に議員定数等のセットでの見直しについてということであります。

平成28年10月12日は県内として先進地視察研修を梶原町へ行っております。議員定数削減の経過と現状についてということでございます。

全員協議会、平成28年9月7日です。全議員からの意見聴取を行っております。

議会運営委員会としては、平成28年11月4日に検討会を開いております。同年11月21日につきましては、議員定数の検討会を開いております。同じく28年の12月5日、議員定数等の検討会について最終的な取組の協議を行っております。同年12月5日、議会運営委員会委員長より議長に答申。議員定数18人を次回の選挙より16人にとということで、今回の定例会で条例改正を提出するという運びでありました。

以上、報告を終わります。

○議長（酒井祥成君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） まず、原案に対して反対の討論があれば、これを許可します。反対はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） ただいま議会運営委員長の堀本伸一議員より議員定数条例の改正案が提出をされました。内容は、次回の町議会選挙、具体的には平成31年1月末に行われる選挙から現行の18人から2人削減の16人とするものです。私は、提出されました条例改正に賛成の立場から討論をいたします。

町民の皆様も御承知のように、11年前の平成18年3月四万十町誕生のときの議員総数は42人でスタートいたしました。その後、3回の選挙を経て、26人、20人、そして前回の選挙より18人となった経過があります。

削減のニーズについては、それぞれ1年ぐらい前から議会内で協議し、人口減少との兼ね合いや財政的な問題、そして県内の類似自治体や近隣市町村の議員定数などを勘案し、決定していく中、私は前回の選挙前の協議の場でも、議員定数は20人から4人削減の16人が妥当ではないかと主張してきました。

先ほどの堀本委員長の経過報告にもあったように、議員定数の削減問題は議会内だけの検討でなく、議会基本条例制定後からは年2回議員自ら町内各地域に出かけ、町民の皆様から多くの意見を聞き参考意見としてきました。

私自身の考えとして、県内で最大の面積を有する広大な四万十町の住民の皆様方の福祉の向上につなげるためには、声を出したくても発言の機会のない方々の声を吸い上げるためにも、これまでどおり議会自ら各地域に出かけて、多様な住民の皆様の考えや意見を聞き、執行部に政策提言をする必要性があります。そのためにも、広大な四万十町の各地域をくまなく訪れるためにはある一定の人数も必要と考えます。

また、今回の削減に関しては、議会内の協議でも、現状維持からもっと大幅に削減すべきなど様々な意見があったもの事実でしたが、16人とすべきとの意見が多数を占めていました。

また、議会内での各常任委員会活動を今後も充実させるためには、現在の三つの委員会を維持することも大変重要であると考え、16人は必要と考えます。

最後に、四万十町、四万十町議会を取り巻く状況は、今後も今まで以上に厳しい状況になることは容易に推察されます。人口減少や行政予算の減少に対処し、住民の福祉の向上のための政策提言とチェック機能を議会としてこれまで以上に果たしていかなければならない中、これ以上の定数削減は、選挙で選ばれる二代表制の一翼を担う議会の機能低下が危惧されます。それを解決する手だてとして議会の活性化が必要であり、そのためには今後若い方々の議会への参加が不可欠であり、その道を開いておくべきであると考えます。

以上のような状況を勘案し、私自身は最低限、四万十町では16人の議員は必要ではないかという個人的な思いも申し上げまして、今回の16人への定数削減条例改正に賛成の立場からの討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかにないようですので、これで討論を終わります。

これより、発委第1号四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第8、発委第2号日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

15番総務常任委員長中屋康君。

○総務常任委員長（中屋康君） それでは、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、昨日、当総務常任委員会に付託をされております陳情第29-2号について、採択承認をされました案件につきまして意見書が添付されております。その案件についてのご承認をいただく内容でございます。以下、読み上げてまいります。

発委第2号。平成29年6月14日。

四万十町議会議長酒井祥成様。提出者、総務常任委員長中屋康。

件名は、日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書でございます。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

意見書の内容については、昨日と同様に書いておりますので、お目通しをいただきまして、お願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発委第2号日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第2号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配

りましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第10、閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、産業建設常任委員長から、常任委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

総務常任委員長、産業建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長、産業建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩します。

午後 3 時49分 休憩

午後 3 時53分 再開

○議長（酒井祥成君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 3 時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員